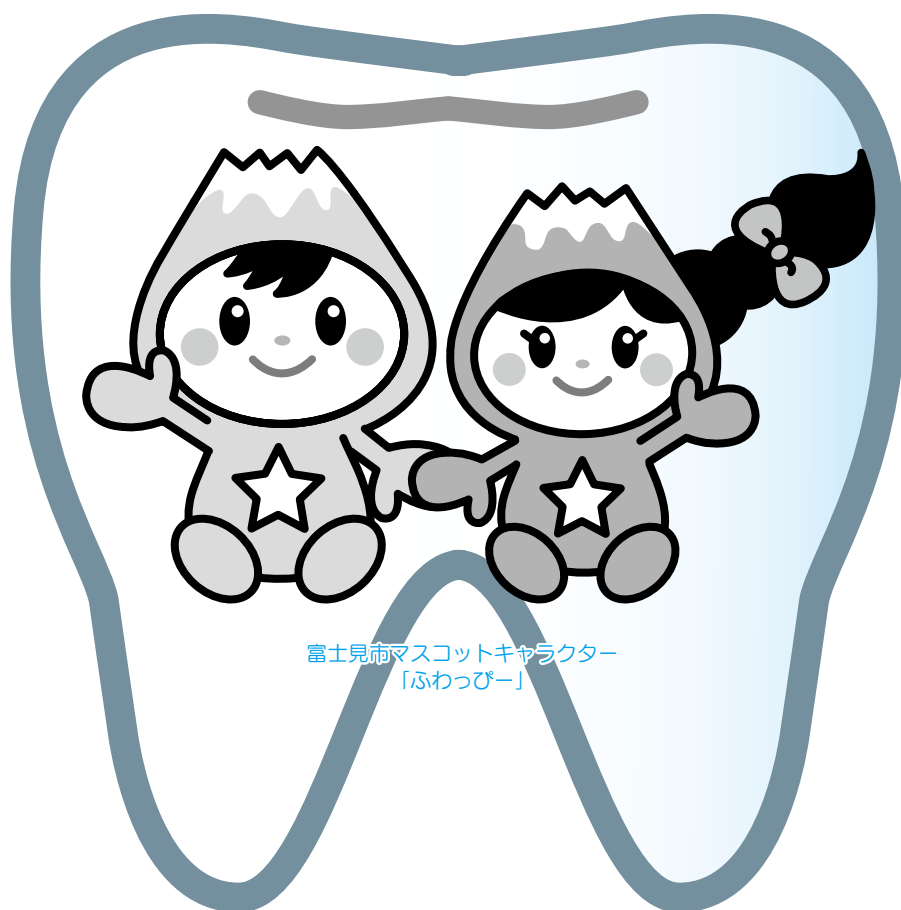


# 富士見市歯科口腔保健推進計画

～ 歯っぴーライフ☆ふじみ ～



富士見市マスコットキャラクター  
「ふわっぴー」

平成27年3月

富士見市

## はじめに

### 健康の源は、 歯と口腔の健康づくりから



現在、我が国は少子高齢化の進展の中で、特に75歳以上の高齢人口が急速に伸びており、本市においてもその割合が増加している中、すべての市民が生涯を通じて健康で元気に暮らせるまちづくりが非常に重要となっております。

近年の研究では、歯と口腔の健康状態が、生活習慣病や認知症などの発症に関連しているという報告があり、歯と口腔の健康が、全身の健康へ大きく影響を及ぼすことが指摘されています。また、歯と口腔の健康は、食事や会話など、日々の生活を豊かにするためにも欠かせないものであり、生涯にわたって心身の健康を保つ上で重要な柱となっております。

こうしたことから、本市では、歯と口腔の分野からの健康づくりの取組みを推進するため、平成26年3月に「富士見市歯と口腔の生涯健康づくり条例」を制定いたしました。

また、この条例に基づき、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「富士見市歯科口腔保健推進計画 ～歯っぴーライフ☆ふじみ～」を策定いたしました。

本計画では、歯と口腔の健康づくりに関する基本的な方針とともに、胎児期から高齢期、またよりきめ細やかな施策の推進が必要な障がい者・要介護者まで、生涯にわたる中断のない施策を講ずるため、各ライフステージに合わせた目標と施策を設定するとともに、個人や家庭、関係機関や市の取組みの内容を定めております。

今後は、本計画に沿って、歯と口腔の健康づくりを推進してまいりますので、市民の皆様をはじめ、関係諸団体の方々には、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にご尽力いただきました富士見市歯科口腔保健推進委員会の委員の皆様をはじめ、多くの皆様方のご支援ご協力に心から感謝申し上げます。

平成27年3月

富士見市長 星野 信吾

# 目 次

<b>第1章</b>	<b>計画の策定にあたって</b> . . . . .	1
	1 計画策定の背景と趣旨 . . . . .	2
	2 基本的な方針 . . . . .	3
	3 計画の位置づけ . . . . .	4
	4 計画の期間 . . . . .	5
	5 ライフステージなどの設定 . . . . .	6
<b>第2章</b>	<b>富士見市の歯科口腔保健に関する現状と課題</b> . . . . .	7
	1 富士見市全体でみた現状と課題 . . . . .	8
	2 ライフステージ別でみた現状と課題 . . . . .	12
	(1) 妊娠期・胎児期 . . . . .	12
	(2) 乳幼児期 . . . . .	13
	(3) 学齢期（小学校期・中学校期） . . . . .	20
	(4) 成人期 . . . . .	26
	(5) 高齢期 . . . . .	32
	(6) 障がい者・要介護者 . . . . .	35
<b>第3章</b>	<b>目標に向けて</b> . . . . .	39
	1 ライフステージ別対策の推進 . . . . .	40
	(1) 妊娠期・胎児期 . . . . .	40
	(2) 乳幼児期 . . . . .	42
	(3) 学齢期（小学校期・中学校期） . . . . .	45
	(4) 成人期 . . . . .	48
	(5) 高齢期 . . . . .	50
	(6) 障がい者・要介護者 . . . . .	53
	2 ライフステージ別目標値 . . . . .	55
<b>第4章</b>	<b>計画推進と評価</b> . . . . .	57
	1 計画の推進体制 . . . . .	58
	(1) 計画の公表・周知 . . . . .	58
	(2) 推進体制 . . . . .	58
	2 計画の評価 . . . . .	59
<b>資料編</b>	1 富士見市歯科口腔保健推進委員会条例 . . . . .	62
	2 富士見市歯科口腔保健推進委員会委員名簿 . . . . .	63
	3 富士見市歯科口腔保健推進庁内検討委員会設置要綱 . . . . .	64
	4 委員会開催経過 . . . . .	65
	5 富士見市歯と口腔の生涯健康づくり条例 . . . . .	66
	6 用語解説 . . . . .	68

※注) 文中において\*の記号がついている用語については、本項目において五十音順に用語の解説をしています。

※注) 百分率(%)で表した比率については、少数第2位を四捨五入し算出しているため、合計が100%にならない場合があります。

# 第1章

## 計画の策定にあたって

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

歯や口腔<sup>こうくう</sup>\*の機能は、全身の健康を保持増進する上で重要な役割を果たしており、その機能を生涯維持するためには、日常生活において歯科疾患\*を予防するとともに、早期に発見し、治療することが重要です。

厚生労働省では、平成元年から、生涯にわたって自分の歯で食べる楽しみを味わえるように80歳になっても20本以上の歯を保つことを目標とした「8020（ハチマルニイマル）運動\*」を展開しています。さらに、平成12年には、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力のある社会を目指し、健康寿命\*の延伸や生活の質の向上等を柱とした、21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21\*）を推進し、このなかで、歯の健康について「単に食物を咀嚼<sup>そしやく</sup>\*するという点からだけではなく、食事や会話を楽しむなど、豊かな人生を送るための基礎となるもの」として位置づけています。

また、口腔の健康が国民の健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしていること、国民の日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組みが国民の健康の保持に極めて有効であることから、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持の推進に関する施策を総合的に推進するため、平成23年8月に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が制定されました。

これを受け、埼玉県でも、県民の生涯にわたる健康で質の高い生活に寄与することを目的に、平成23年10月に「埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例」が制定・施行され、総合的な施策の推進のため「埼玉県歯科口腔保健推進計画」を策定しました。この計画では、県民の歯科口腔保健\*の向上のため、市町村等との連携協力を図りながら施策を展開していくことが打ち出されています。

これらの状況から、本市においても、市民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりを推進するため、基本理念を定め、市、歯科医師等、市民が相互に連携協力し、一体となって推進していく考えのもと、「富士見市歯と口腔の生涯健康づくり条例」を平成26年3月25日に施行しました。

この条例に基づき、歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「富士見市歯科口腔保健推進計画 ～歯っぴーライフ☆ふじみ～」を策定することとしました。

## 2 基本的な方針

この計画では、歯と口腔の健康づくりの推進により、市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的としています。

市民の生涯にわたる健康の実現のためには、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことも重要ですが、社会全体として市民一人ひとりが行う主体的な健康づくりを支援していくための環境整備も必要です。

そのため、この計画では、市民の歯と口腔の健康づくりに関し、次のように基本的な方針を定めます。

### 基本的な方針

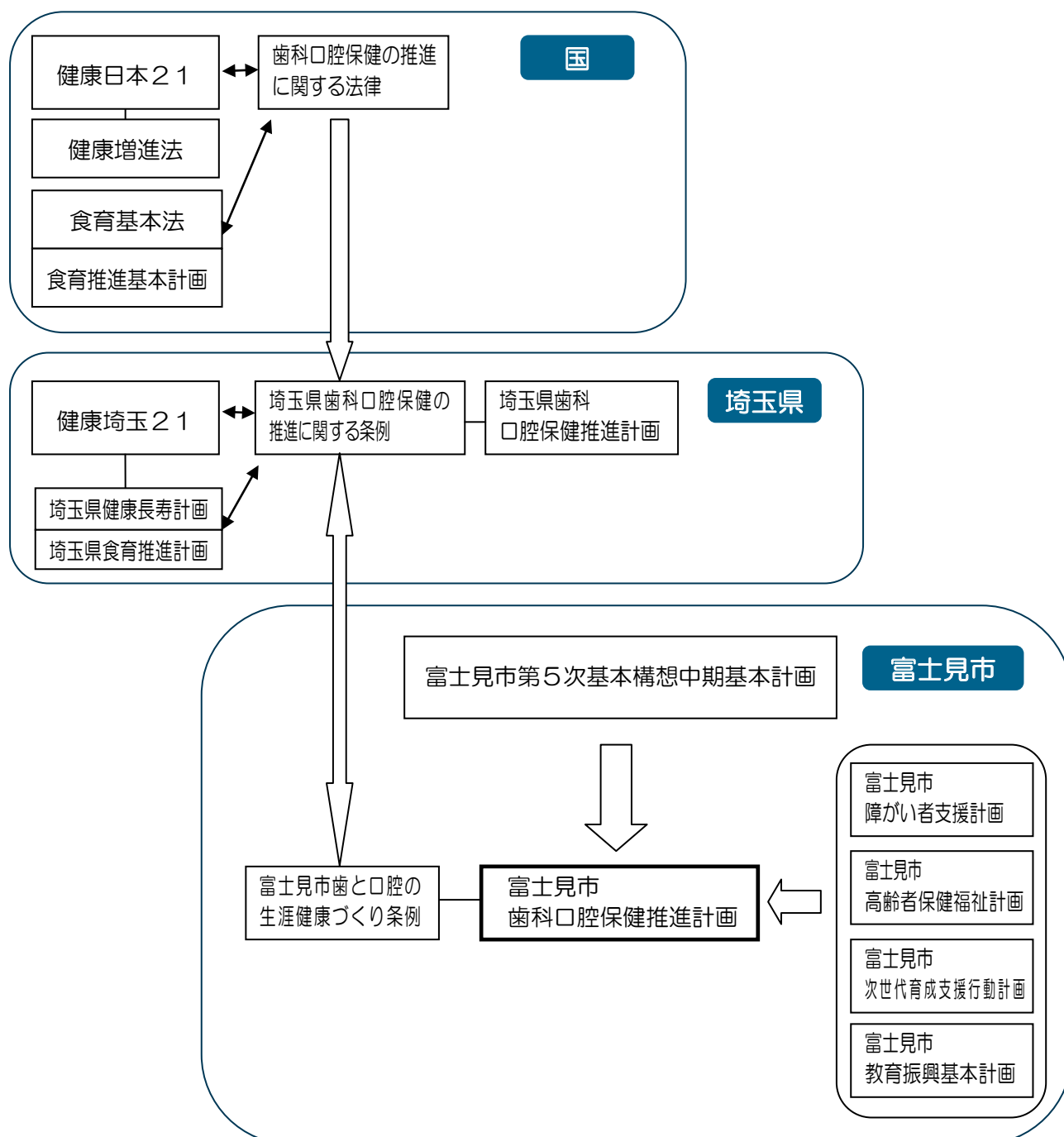
1. 市民が生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組みを行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進します。
2. 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態・歯科疾患の特性に応じ、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進します。
3. 保健、医療、社会福祉、教育、その他の関連分野における施策との連携、関係者との協力を図りながら、総合的・計画的に歯科口腔保健を推進します。

### 3 計画の位置づけ

この計画は、富士見市歯と口腔の生涯健康づくり条例第9条に規定する「行動計画」と位置づけ、市民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりを進めるための、具体的な考え方や取組みを示しています。

計画の推進にあたっては、国・県・本市の上位計画・関連計画との整合性を図り、市民の歯科口腔保健の向上を推進するものです。

#### ■計画関連図



## 4 計画の期間

計画の期間は、平成27（2015）年度から平成36（2024）年度までの10年間とします。

### ■計画期間

平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)	平成36年度 (2024年度)
富士見市歯科口腔保健推進計画（前期）					中間評価・ 計画見直し				
						富士見市歯科口腔保健推進計画（後期）			



## 5 ライフステージなどの設定

この計画では、すべての年代を対象としていますが、世代によってそれぞれのライフスタイル（生活の仕方）が異なるとともに抱えている問題も異なります。

そのため、ライフステージを①妊娠期・胎児期、②乳幼児期、③学齢期（小学校期・中学校期）、④成人期、⑤高齢期に区分し、それぞれの世代ごとに現状と課題を分析し、歯科口腔保健の向上にむけた目標を設定します。

また、各ライフステージに含まれますが、よりきめ細やかな施策の推進が必要な⑥障がい者・要介護者についても1つの区分として分け、現状と課題を分析し、歯科口腔保健向上に向けた目標を設定します。

ライフステージなどの区分	対象となる時期や状態
① 妊娠期・胎児期	妊娠中の時期
② 乳幼児期	出生後から小学校入学前までの時期
③ 学齢期（小学校期・中学校期）	小学校入学後から中学校卒業前までの時期
④ 成人期	中学校卒業後から64歳までの時期
⑤ 高齢期	65歳以上
⑥ 障がい者・要介護者	<p><b>障がい者</b></p> <p>各ライフステージにおいて、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人 〔障害者基本法 第二条より〕</p> <p><b>要介護者</b></p> <p>身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、6か月間にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて要介護状態区分のいずれかに該当する65歳以上の人（40歳以上65歳未満の人であって、要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が政令で定める特定疾患によって生じた人も含む） 〔介護保険法 第七条第1・3項より〕</p>

## 第2章

# 富士見市の歯科口腔保健 に関する現状と課題

## 第2章 富士見市の歯科口腔保健に関する現状と課題

### 1 富士見市全体でみた現状と課題

#### 現状

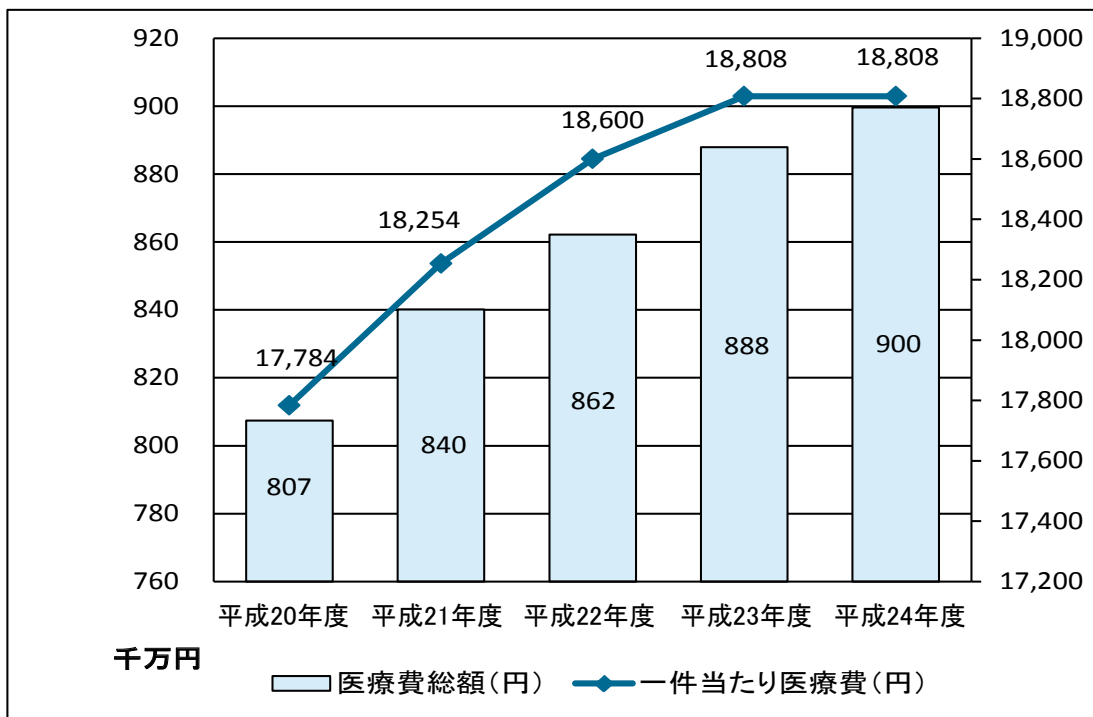
#### ① 富士見市国民健康保険医療費の状況

図表－1は、富士見市国民健康保険医療費（一般被保険者・退職被保険者）の状況です。

平成24年度の医療費総額は約90億円です。被保険者数はほぼ横ばいで推移していますが、受診件数が年々増加しているため、医療費総額についても年々増加しています。また、一件当たりの医療費についても増加しています。

図表－1 国民健康保険医療費（一般被保険者・退職被保険者）の年次推移

年度	被保険者数 (年間平均)	件数	医療費総額(円)	一件当たり医療費(円) <sup>※1</sup>
平成20年度	31,559	454,000	8,073,883,206	17,784
平成21年度	31,871	460,224	8,400,769,606	18,254
平成22年度	31,840	463,513	8,621,426,078	18,600
平成23年度	31,756	472,094	8,878,944,558	18,808
平成24年度	31,426	478,320	8,996,108,274	18,808



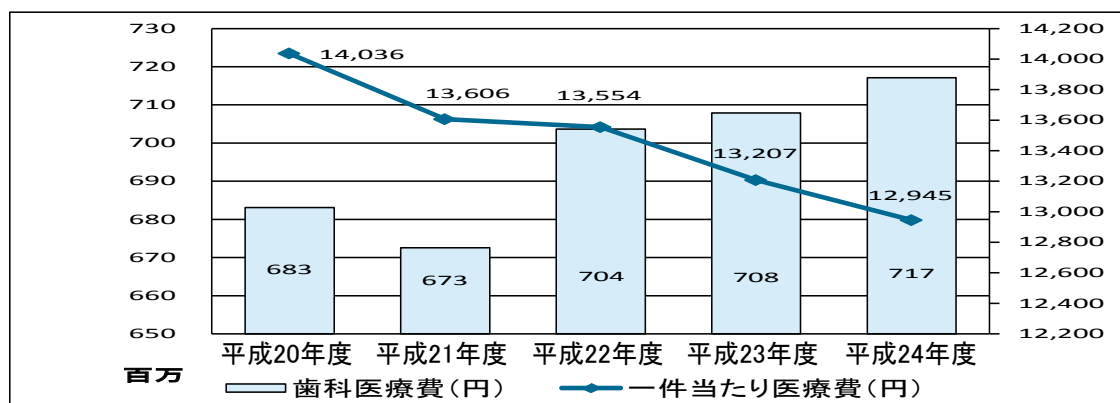
資料：平成25年度富士見の国保

図表－２は、富士見市国民健康保険歯科医療費の状況です。

平成２４年度の歯科医療費は約７億２，０００万円です。受診件数が年々増加しているため、歯科医療費についても増加していますが、一件当たりの医療費は年々減少傾向にあります。この状況から歯科医療については、症状が軽度のうちに受診する件数が増加していることが推察されます。

図表－２ 国民健康保険歯科医療費の年次推移

年度	被保険者数 (年間平均)	件数	歯科医療費(円)	一件当たり医療費(円)
平成20年度	31,559	48,667	683,103,240	14,036
平成21年度	31,871	49,432	672,555,164	13,606
平成22年度	31,840	51,917	703,666,757	13,554
平成23年度	31,756	53,600	707,898,600	13,207
平成24年度	31,426	55,398	717,131,070	12,945

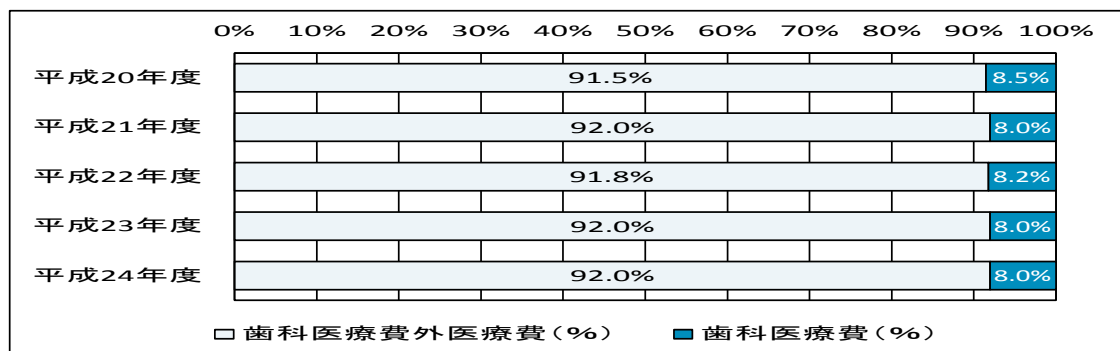


資料：平成２５年度富士見の国保

図表－３は、富士見市国民健康保険医療費に占める歯科医療費の割合の推移です。

平成２４年度では、医療費総額に占める歯科医療費の割合は８％となっており、平成２０年度からほぼ横ばいに推移しています。

図表－３ 国民健康保険医療費に占める歯科医療費の割合の年次推移



資料：平成２５年度富士見の国保

※１ 一件当たり医療費＝医療費総額（または歯科医療費）÷（受診）件数

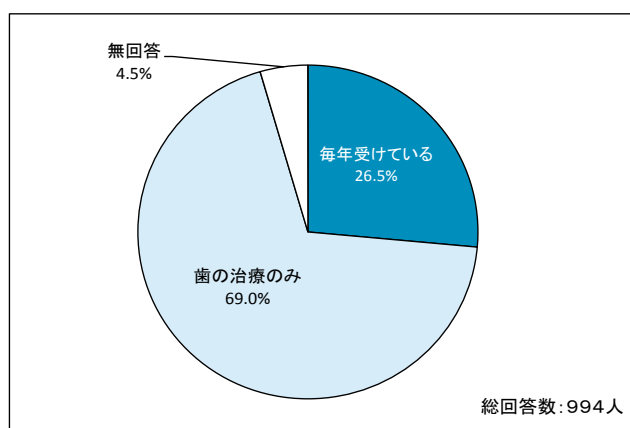
## ② 食育・歯科保健アンケートからの状況

図表－４、５は、富士見市で実施した「食育・歯科保健アンケート」における「毎年歯科健診を受けていますか」という問に対する回答結果です。

全体では、「毎年健診を受けている」と回答した割合は26.5%で、「歯の治療のみ」と回答した割合が約70%を占めました。年代別では、50代が37.3%と最も高く、20代が14.6%と最も低い状況でした。

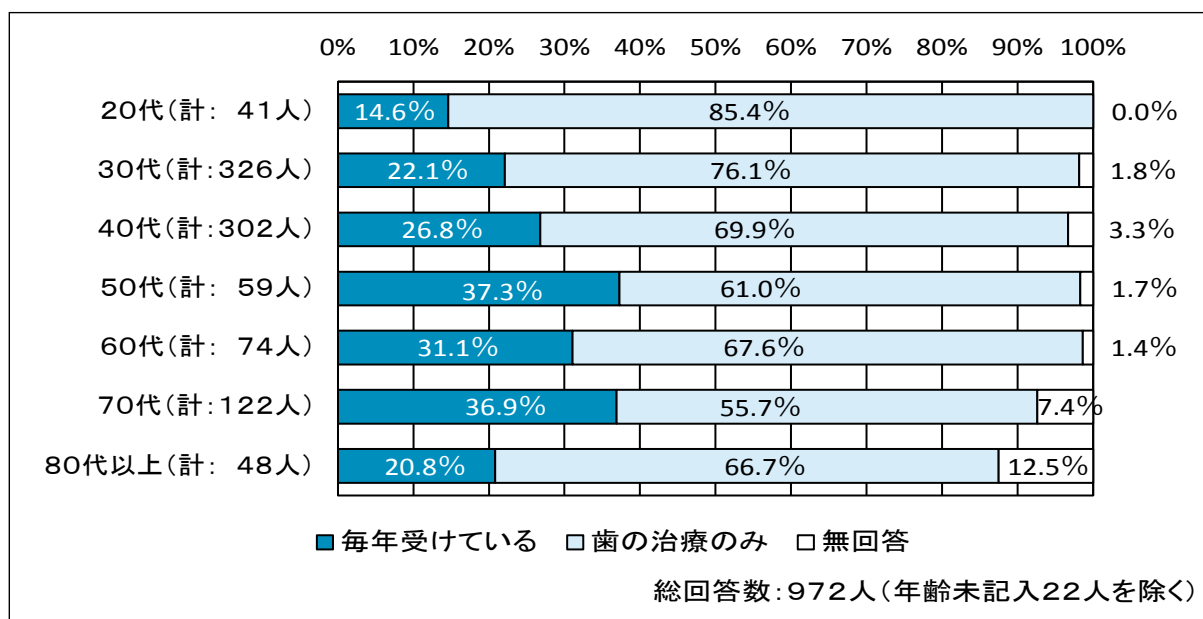
国で実施した「平成24年国民健康・栄養調査」では、47.8%が「過去1年間に歯科健診を受けた」と回答しており、本市の食育・歯科保健アンケートの状況と比較すると、本市は歯科健診を毎年受けている人の割合が低い状況です。

図表－４ 「毎年歯科健診を受けていますか」の問に対する回答結果（全体）



資料：平成24年食育・歯科保健アンケート

図表－５ 「毎年歯科健診を受けていますか」の問に対する回答結果（年代別）



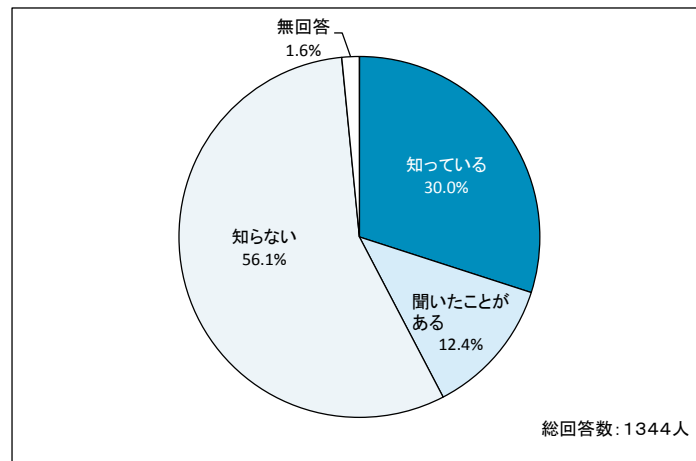
資料：平成24年食育・歯科保健アンケート

図表－6、7は、富士見市で実施した「食育・歯科保健アンケート」における「8020運動を知っていますか」という問に対する回答結果です。

全体では、「知っている」と回答した割合は30%、「知らない」と回答した割合は56.1%で、「知らない」と回答した割合が「知っている」と回答した割合を上回りました。

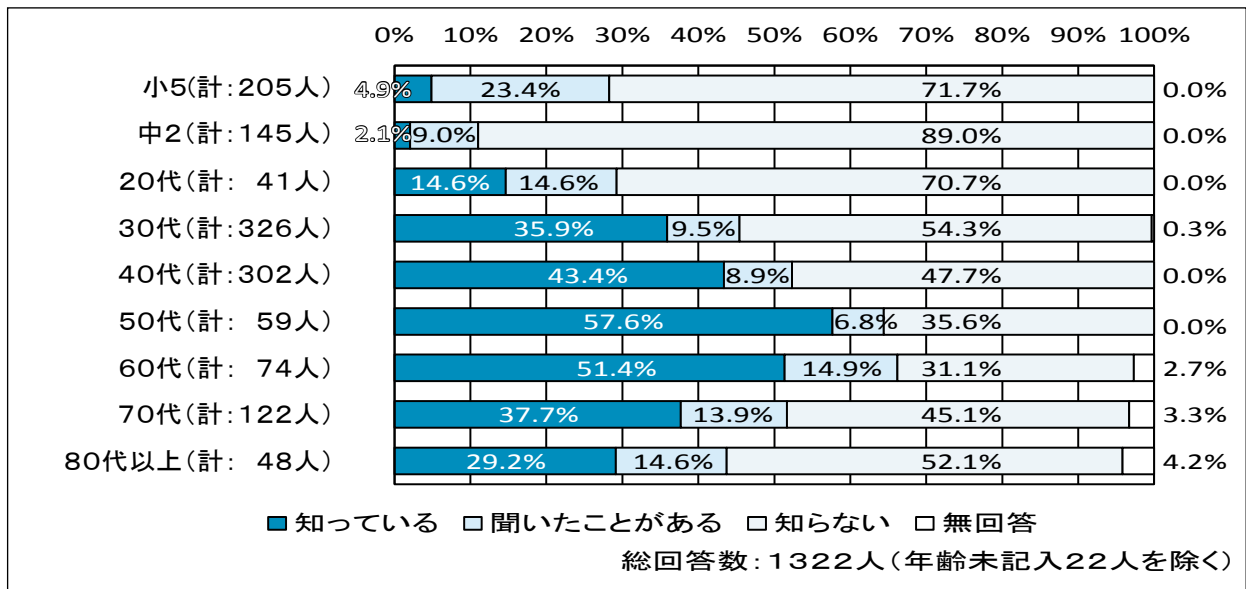
年代別では、50代が57.6%と最も高く、中学校2年生が2.1%と最も低い状況でした。

図表－6 「8020運動を知っていますか」の問に対する回答結果(全体)



資料：平成24年食育・歯科保健アンケート

図表－7 「8020運動を知っていますか」の問に対する回答結果(年代別)



資料：平成24年食育・歯科保健アンケート

**課題**

- ・ 定期的に歯科健診を受診する人が少ない
- ・ 8020運動の認知度が低い

## 2 ライフステージ別でみた現状と課題

### (1) 妊娠期・胎児期

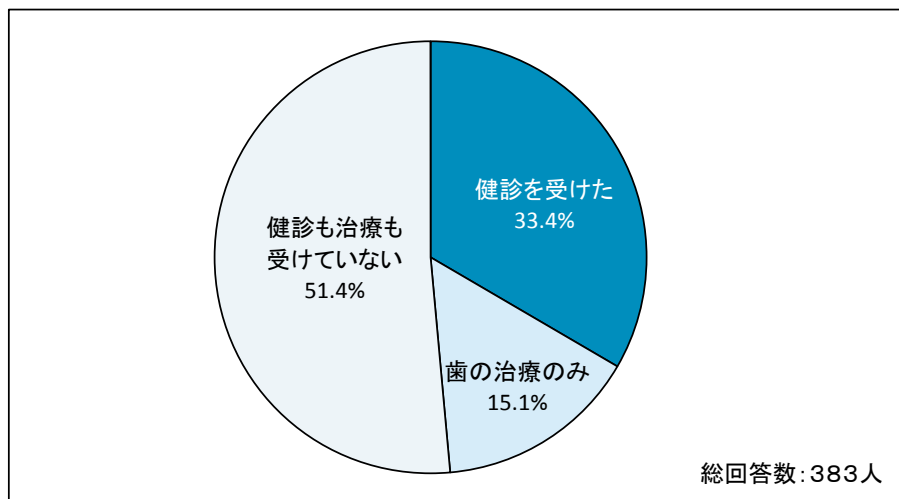
#### 現状

#### ① 妊婦の歯科健診受診状況

図表－8は、富士見市の乳幼児健康診査で実施した「妊娠中歯科健診受診状況調査」の回答結果です。

「妊娠中に予防のための歯科健診を受けた」と回答した割合は33.4%でした。一方、「妊娠中に歯科健診も治療も受けていない」と回答した割合は51.4%で、約半数を占めていました。

図表－8 妊娠中歯科健診受診状況調査 回答結果



資料：平成26年妊娠中歯科健診受診状況調査

#### 課題

- ・ 妊娠中に歯科健診を受診する人が約3割である



## (2) 乳幼児期

### 現状

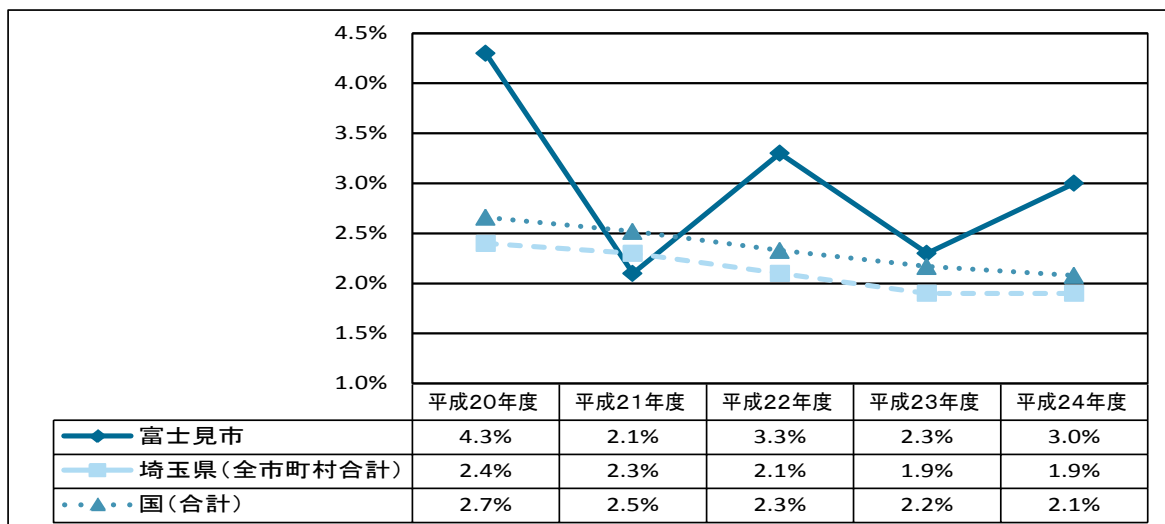
#### ① 幼児のむし歯有病率\*の状況

図表－ 9、10は、1歳6か月児<sup>※2</sup>と3歳児<sup>※3</sup>のむし歯有病率の推移です。

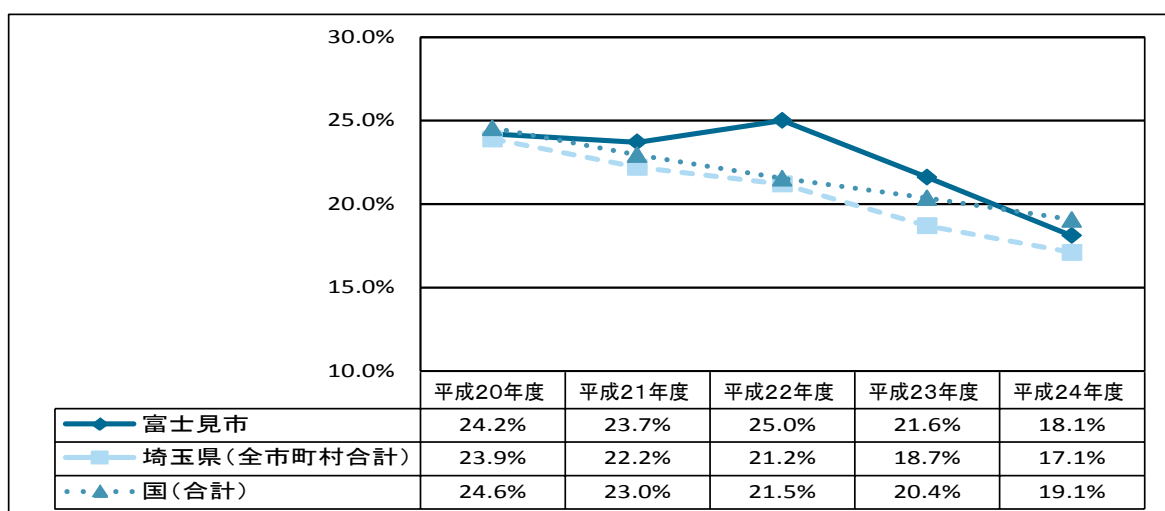
1歳6か月児では、年度によりばらつきがありますが、平成20年度から平成24年度までの5年間を比較すると、4.3%から3.0%へむし歯有病率は低下しています。しかし、国・埼玉県と比較すると、本市はむし歯有病率が高い状況にあります。

3歳児では、平成20年度から平成24年度までの5年間を比較すると、24.2%から18.1%へむし歯有病率は低下しています。国・埼玉県と比較すると、本市はほぼ同様に推移しています。

図表－ 9 1歳6か月児のむし歯有病率の年次推移（富士見市・埼玉県・国）



図表－ 10 3歳児のむし歯有病率の年次推移（富士見市・埼玉県・国）



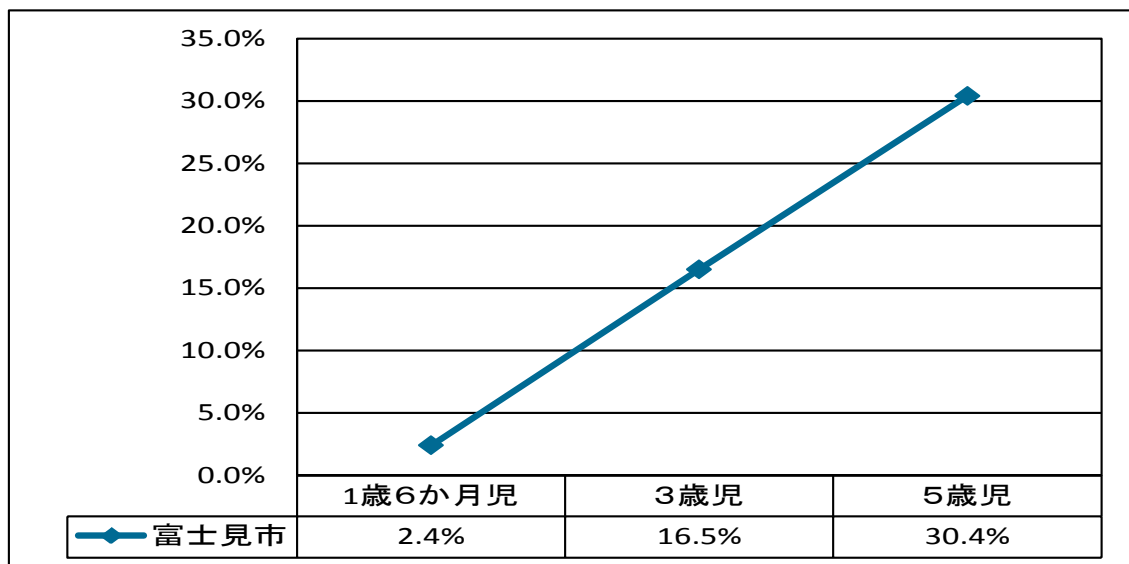
資料：母子保健課所管国庫補助事業等に係る実施状況調べ、母子保健課・歯科保健課調べ、埼玉県の母子保健



図表－11は、平成25年度富士見市1歳6か月児・3歳児・5歳児のむし歯有病率です。

むし歯有病率は、年齢が上がるごとに増加し、とくに1歳6か月児から3歳児にかけての増加率が高い傾向にあります。

図表－11 1歳6か月児・3歳児・5歳児のむし歯有病率（平成25年度）



資料：平成25年度母子保健医療推進事業報告書、就学時健康診断におけるむし歯のある児状況調査

※2 1歳6か月児とは、母子保健法第12条健康診査の規定による満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児のことです。

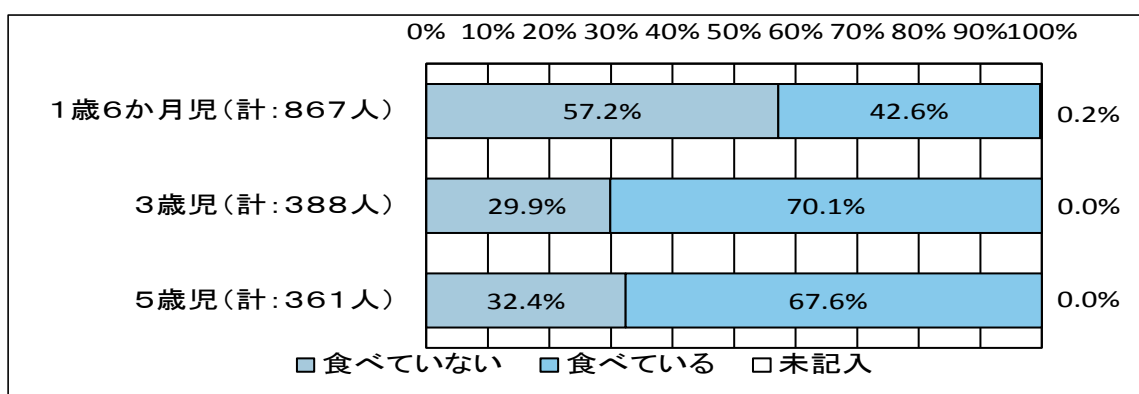
※3 3歳児とは、母子保健法第12条健康診査の規定による満3歳を超え満4歳に達しない幼児のことです。

## ② 幼児の歯と口腔の健康管理状況

図表－12は、平成25年度富士見市1歳6か月児健康診査・富士見市歯科保健アンケートにおける「甘いお菓子をほぼ毎日食べていますか」という問に対する回答結果です。

「食べていない」と回答した割合は、1歳6か月児で57.2%と最も高く、3歳児・5歳児では約3割となっています。一方、「食べている」と回答した割合は、1歳6か月児で42.6%と最も低く、3歳児・5歳児では約7割となっています。

図表－12 「甘いお菓子をほぼ毎日食べていますか」の問に対する回答結果（1歳6か月児・3歳児・5歳児）

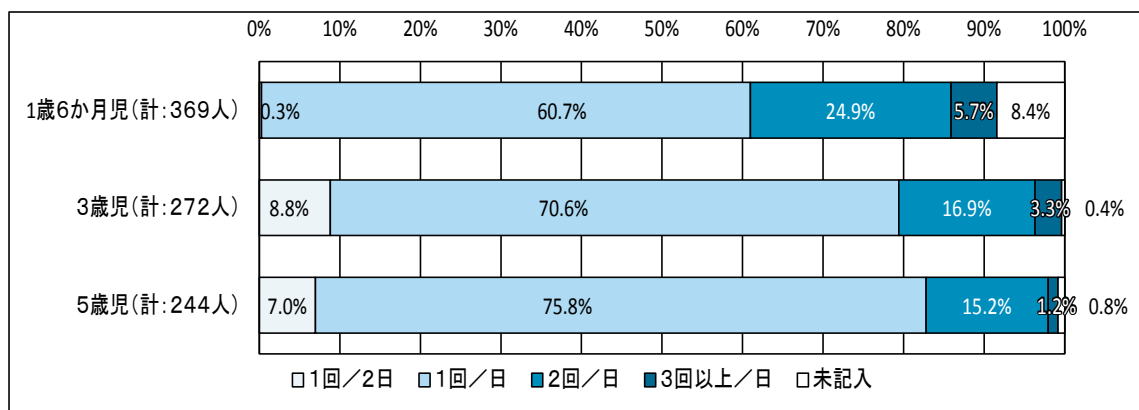


資料：1歳6か月児健康診査問診項目集計・富士見市歯科保健アンケート

図表－13は、図表－12において「甘いお菓子をほぼ毎日食べている」と回答した1歳6か月児・3歳児・5歳児の摂取回数の割合です。

この時期の間食の回数は、必要なエネルギーの補給として1歳6か月児では1日2回、3歳児・5歳児では1日1回が適切ですが、本市においてこの回数を超えて甘いお菓子を食べている割合は、1歳6か月児で5.7%、3歳児で20.2%、5歳児で16.4%となっています。

図表－13 甘いお菓子をほぼ毎日食べている1歳6か月児・3歳児・5歳児の摂取回数割合

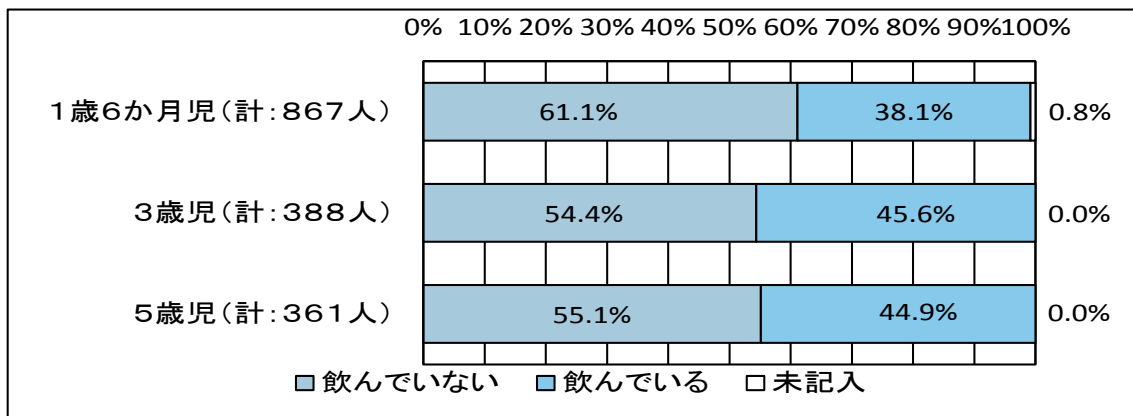


資料：1歳6か月児健康診査問診項目集計・富士見市歯科保健アンケート

図表－14は、平成25年度富士見市1歳6か月児健康診査・富士見市歯科保健アンケートにおける「甘い飲み物をほぼ毎日飲んでいますか」という問に対する回答結果です。

この時期の水分補給としては無糖の飲み物が最も適していますが、「飲んでいない」と回答した割合は、1歳6か月児で約60%、3歳児・5歳児では約55%でした。一方、「飲んでいる」と回答した割合は、1歳6か月児で約40%、3歳児・5歳児で約45%でした。

図表－14 「甘い飲み物をほぼ毎日飲んでいますか」の問に対する回答結果（1歳6か月児・3歳児・5歳児）



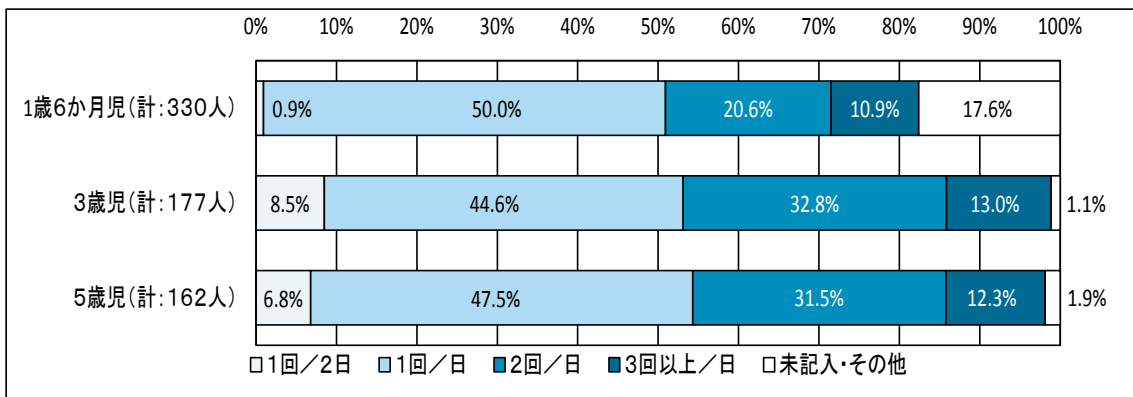
資料：1歳6か月児健康診査問診項目集計・富士見市歯科保健アンケート

図表－15は、図表－14において「甘い飲み物をほぼ毎日飲んでいる」と回答した1歳6か月児・3歳児・5歳児の摂取回数の割合です。

この時期の水分補給としては無糖の飲み物が最適ですが、甘い飲み物を間食の1つと考えた場合、1歳6か月児では1日2回まで、3歳児・5歳児では1日1回までが適切と考えられます。本市においてこの回数を超えて甘い飲み物を飲んでいる割合は、1歳6か月児で10.9%、3歳児で45.8%、5歳児で43.8%となっています。

適切な回数を超える甘い飲み物の摂取は、<sup>だっかい</sup>脱灰\*が起こる時間が長くなり、むし歯ができやすくなります。そのため、この時期は規則正しい間食のとり方を身につけることが重要です。

図表－15 甘い飲み物をほぼ毎日飲んでいる1歳6か月児・3歳児・5歳児の摂取回数割合



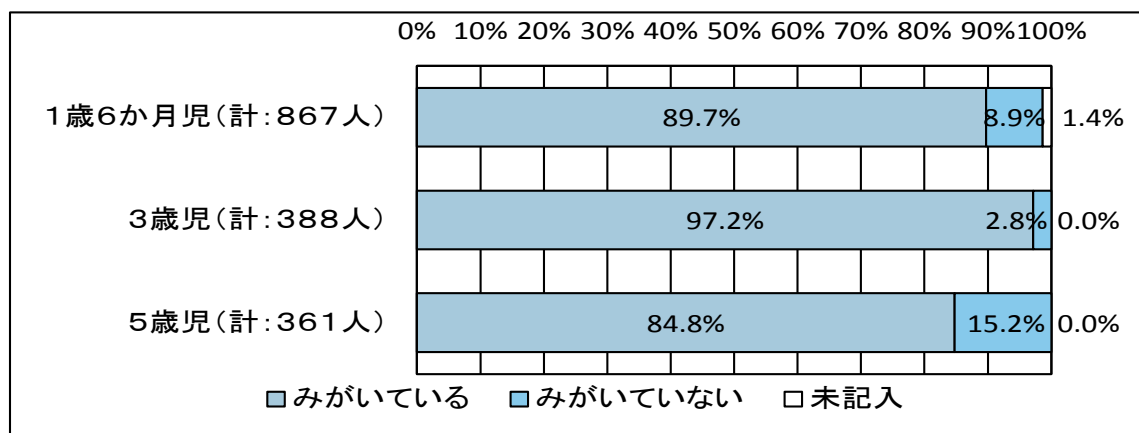
資料：1歳6か月児健康診査問診項目集計・富士見市歯科保健アンケート

図表－16は、平成25年度富士見市1歳6か月児健康診査・富士見市歯科保健アンケートにおける「保護者が食後歯をみがいていますか（仕上げみがき\*を含む）」という問に対する回答結果です。

「みがいている」と回答した割合は、3歳児で最も高く97.2%、次いで1歳6か月児で89.7%、5歳児で84.8%でした。一方、「みがいていない」と回答した割合は、5歳児で最も高く15.2%、次いで1歳6か月児で8.9%、3歳児で2.8%でした。

乳幼児期は、お子さん自身による自立した歯みがきが難しいことから、保護者による歯みがきが特に重要です。

図表－16 「保護者が食後歯をみがいていますか（仕上げみがきを含む）」の問に対する回答結果（1歳6か月児・3歳児・5歳児）

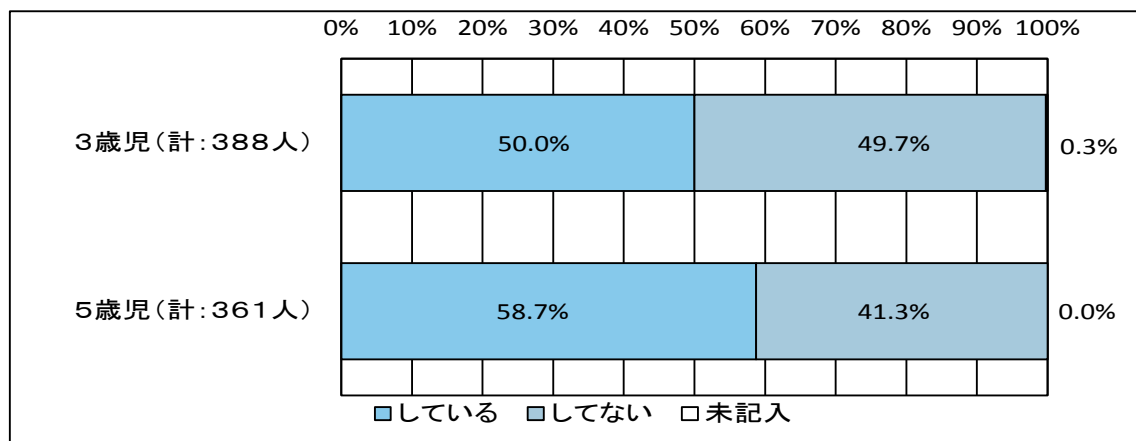


資料：1歳6か月児健康診査問診項目集計・富士見市歯科保健アンケート

図表－17は、平成25年度富士見市歯科保健アンケートにおける「定期的にフッ化物歯面塗布\*（フッ素塗布）をしていますか」という問に対する回答結果です。

「している」と回答した割合は、3歳児で50.0%、5歳児で58.7%でした。一方、「していない」と回答した割合は、3歳児で49.7%、5歳児で41.3%でした。

図表－17 「定期的にフッ化物歯面塗布（フッ素塗布）をしていますか」の問に対する回答結果（3歳児・5歳児）



資料：富士見市歯科保健アンケート

## 課題

- ・ 1歳6か月児のむし歯有病率が、国・県と比較して高い
- ・ 年齢が上がるごとに、むし歯有病率が高くなる
- ・ 適切な間食回数を超えて甘いお菓子を食べている割合が、1歳6か月児で約6%、3歳児で約20%、5歳児で約16%である
- ・ 甘い飲み物をほぼ毎日飲んでいる割合が、1歳6か月児で約40%、3歳児・5歳児では約45%である
- ・ 保護者が食後歯をみがいていない割合が、1歳6か月児で約9%、3歳児で約3%、5歳児で約15%である
- ・ 定期的にフッ化物歯面塗布(フッ素塗布)をしている割合が、3歳児で約5割、5歳児では約6割である



# 富士見市のお子さんの むし歯予防の取組み



1歳6か月児健康診査の様子



12か月児健康診査の様子



歯と口の健康フェアの様子



歯と口の健康フェアの様子

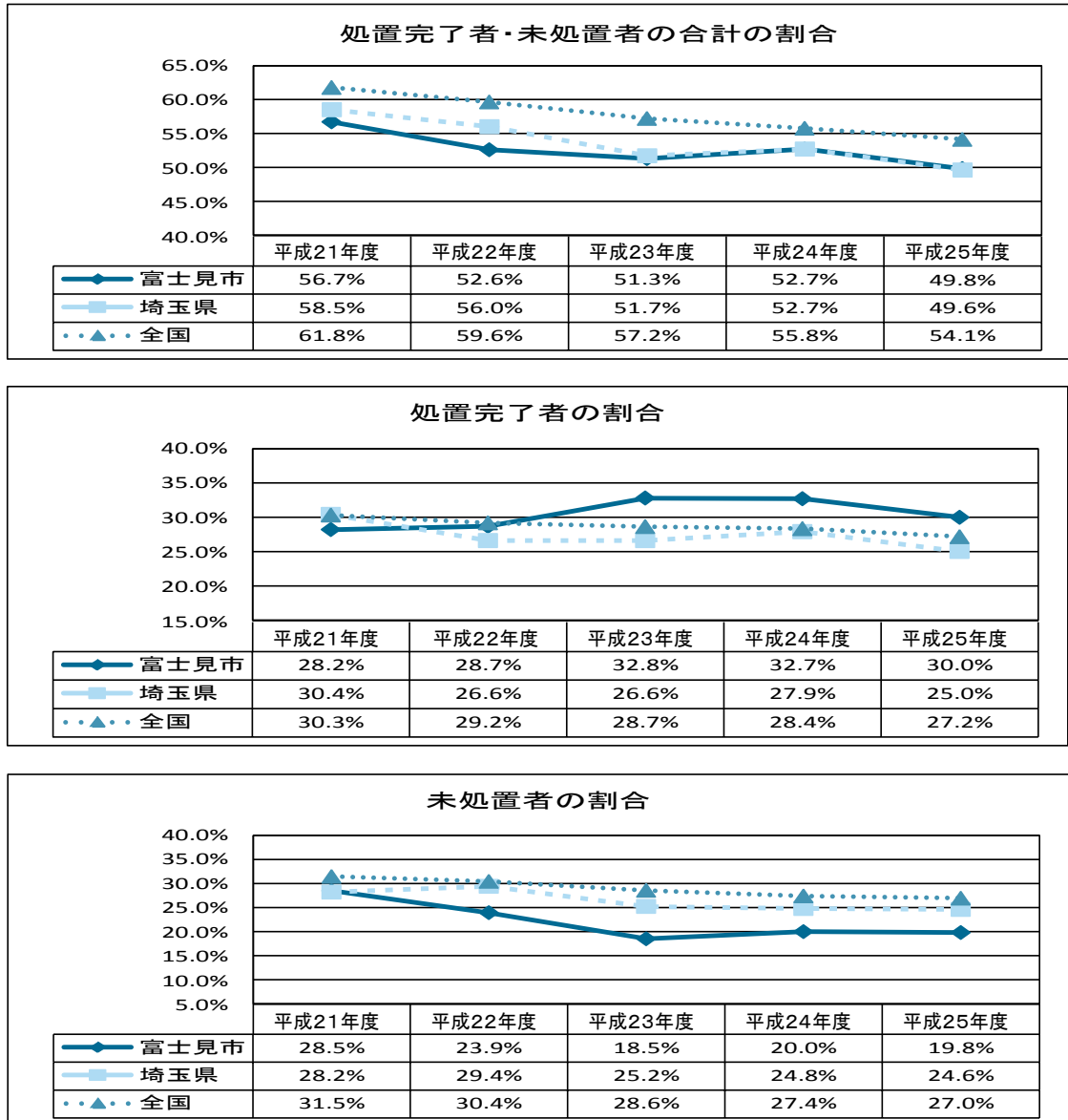
### (3) 学齢期（小学校期・中学校期）

#### 現状

#### ① 小学生・中学生のむし歯の状況

図表－18は、むし歯のある小学生の割合の推移です。

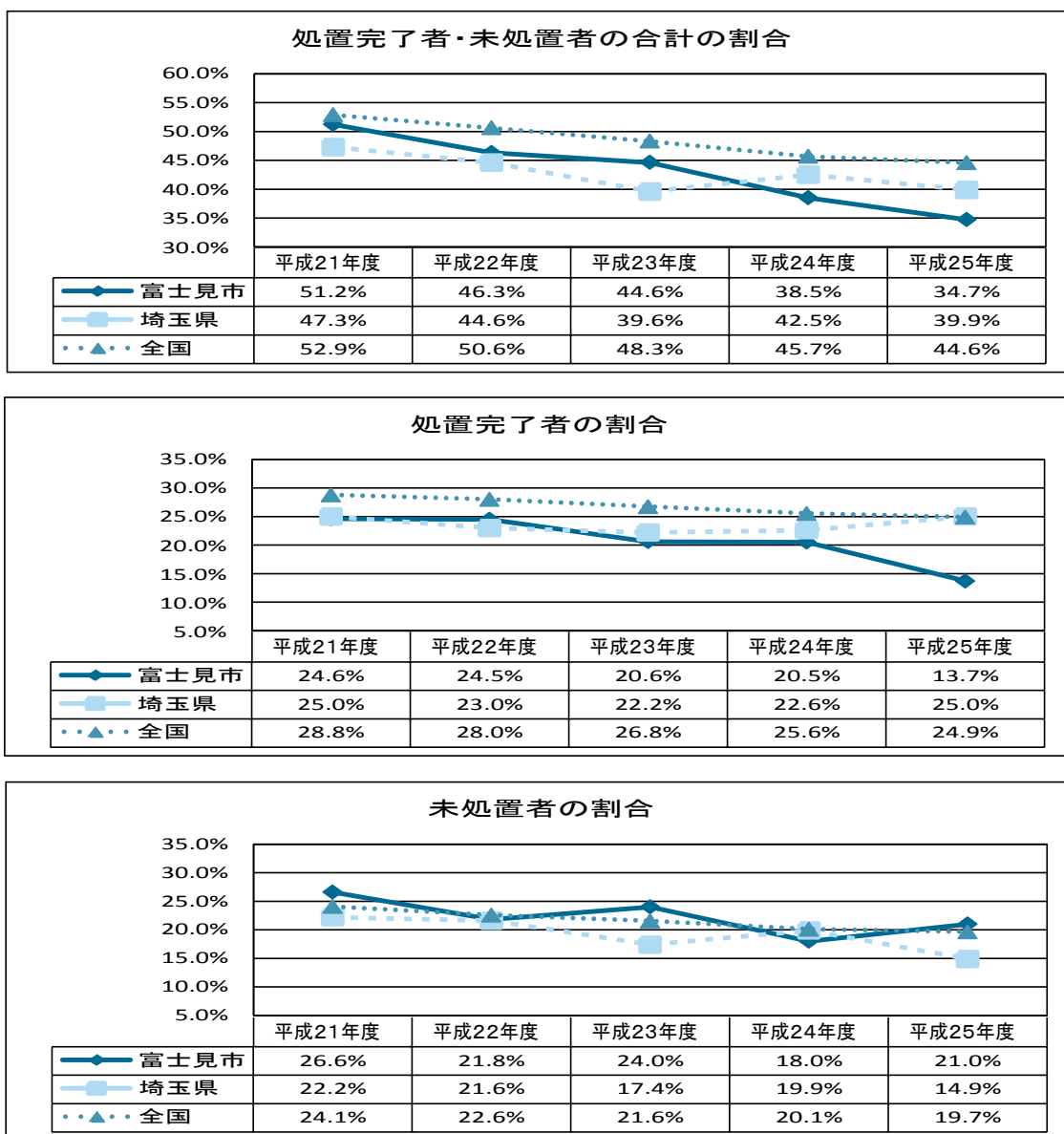
図表－18 むし歯のある小学生の割合の年次推移（富士見市・埼玉県・全国）



資料：富士見市学校保健統計報告書、文部科学省・埼玉県学校保健統計調査

図表－１９は、むし歯のある中学生の割合の推移です。

図表－１９ むし歯のある中学生の割合の年次推移（富士見市・埼玉県・全国）



資料：富士見市学校保健統計報告書、文部科学省・埼玉県学校保健統計調査

平成21年度から平成25年度までの5年間を比較すると、むし歯のある小学生・中学生の処置完了者\*・未処置者\*の合計の割合は、小学生で56.7%から49.8%へ、中学生で51.2%から34.7%へ低下しています。全国・埼玉県と比較すると、小学生では全国よりも低く埼玉県とはほぼ同様、中学生では全国より低く、平成24年度からは埼玉県より低い状況で推移しています。

処置完了者の割合は、小学生で全国・埼玉県より高く、中学生で全国より低く埼玉県とはほぼ同様か低い状況で推移しています。

また、未処置者の割合は、小学生で全国・埼玉県より低く、中学生では年度によりばらつきがありますが、全国・埼玉県とはほぼ同様に推移しています。

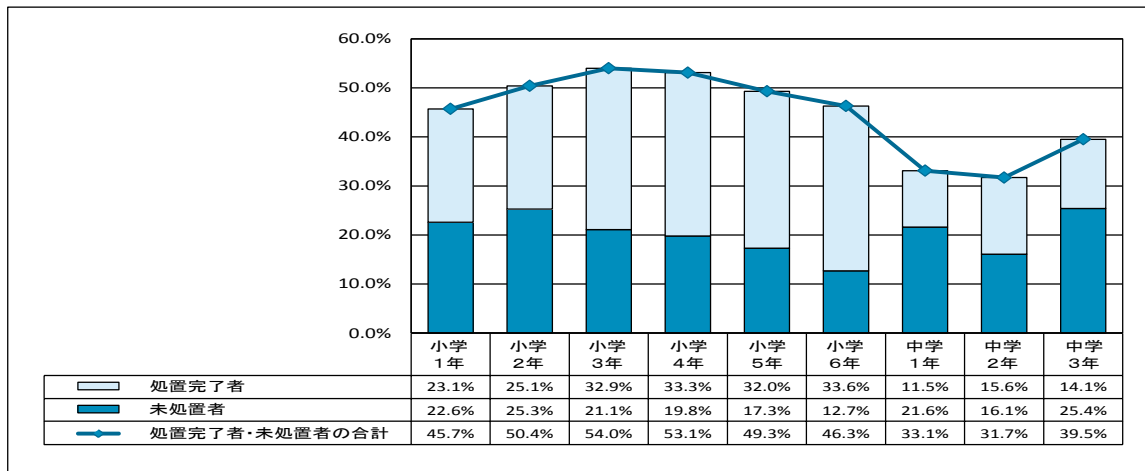


図表－２０は、平成２５年度富士見市学年別むし歯のある小学生・中学生の割合です。

むし歯のある小学生・中学生の処置完了者・未処置者の合計の割合は、小学３年生でピークとなり、小学４・５年生で乳歯から永久歯の生え替わりの影響により減少し、中学２年生まで減少しますが、中学３年生から増加し始める傾向にあります。

処置完了者・未処置者の割合では、小学生では全体に占める処置完了者の割合が高く、中学生では未処置者の割合が高くなっています。

図表－２０ 学年別むし歯のある小学生・中学生 処置完了者・未処置者の割合（平成２５年度）

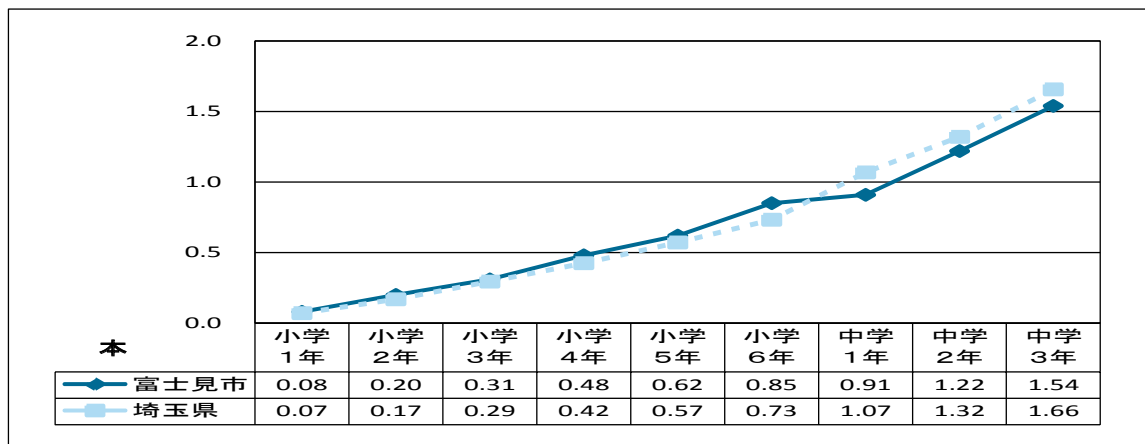


資料：富士見市学校保健統計報告書

図表－２１は、「入間郡市歯科医師会管内における学校歯科保健状況調査報告」における小学生・中学生の学年別永久歯の一人平均DMF歯数\*（むし歯数）です。

小学生から中学生まで学年が上がるごとに増加し、とくに中学生における１年ごとの増加率が高い傾向にあります。埼玉県と比較すると、小学６年生までは同様ですが、中学１年生から３年生までは低い状況にあります。

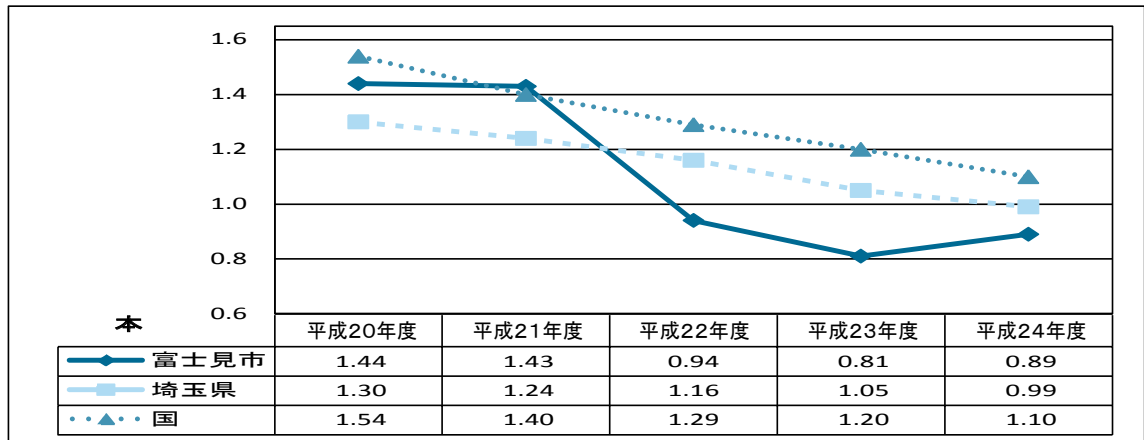
図表－２１ 小学生・中学生 学年別永久歯の一人平均DMF歯数（富士見市・埼玉県）〔平成２２～２４年度の平均値〕



資料：入間郡市歯科医師会管内における学校歯科保健状況調査報告

図表－２２は、１２歳児の永久歯の一人当たり平均むし歯数等の推移です。

図表－２２ １２歳児の永久歯の一人当たり平均むし歯数等の年次推移（富士見市・埼玉県・国）



資料：埼玉県歯科保健サービス状況調査、文部科学省学校保健統計調査

１２歳児の永久歯の一人当たり平均むし歯数等は、国・埼玉県と比較すると、平成２１年度までは国とほぼ同様で横ばい、埼玉県より高い状況でしたが、平成２２年度から本市のむし歯数が減少し、国・埼玉県より低い状況で推移しています。

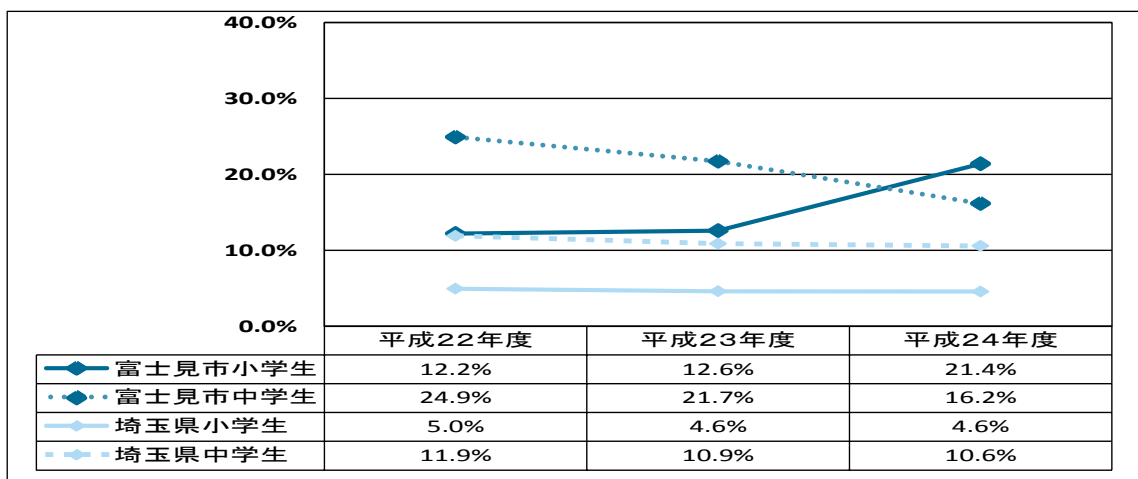
国で定める健康日本２１（第二次）では「歯・口腔の健康」の分野において、目標項目として平成３４年度までに「１２歳児の一人平均う歯（むし歯）数が１．０歯（本）未満である都道府県の増加」を掲げていますが、本市では一人平均むし歯数の減少に伴い平成２２年度に目標である１．０歯（本）未満を達成しています。

## ② 小学生・中学生の歯肉の状況

図表－２３は、「入間郡市歯科医師会管内における学校歯科保健状況調査報告」におけるGO（歯周疾患要観察者）\*と判定された小学生・中学生の割合です。

小学生では増加傾向、中学生では減少傾向にあります。埼玉県と比較すると、本市はGOと判定される小学生・中学生の割合が高い状況です。

図表－２３ GOと判定された小学生・中学生の割合の年次推移（富士見市・埼玉県）

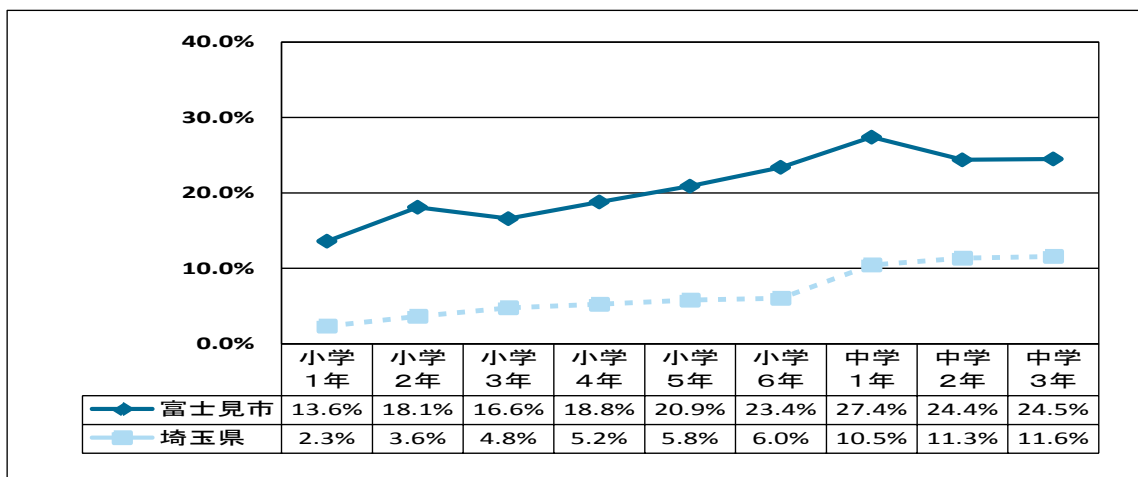


資料：入間郡市歯科医師会管内における学校歯科保健状況調査報告

図表－２４は、「入間郡市歯科医師会管内における学校歯科保健状況調査報告」における学年別GOと判定された小学生・中学生の割合です。

小学生では学年が上がるごとに増加し、中学生で横ばいに推移しています。GOと判定される割合は、小学5年生になると約20%にまで増加し、中学生では25%程度になります。埼玉県と比較すると、本市は全学年においてGOと判定される小学生・中学生の割合が高い状況にあります。

図表－２４ 学年別GOと判定された小学生・中学生の割合（富士見市・埼玉県）〔平成22～24年度の平均値〕



資料：入間郡市歯科医師会管内における学校歯科保健状況調査報告

## 課題

- ・ 学年が上がるごとに、永久歯の一人平均DMF歯数(むし歯数)が増加している
- ・ 学年が上がるごとに、歯肉\*に軽度な炎症があり定期観察を要するGOと判定される小学生・中学生が増加している
- ・ むし歯のある中学生の処置完了者・未処置者に占める未処置者の割合が高い



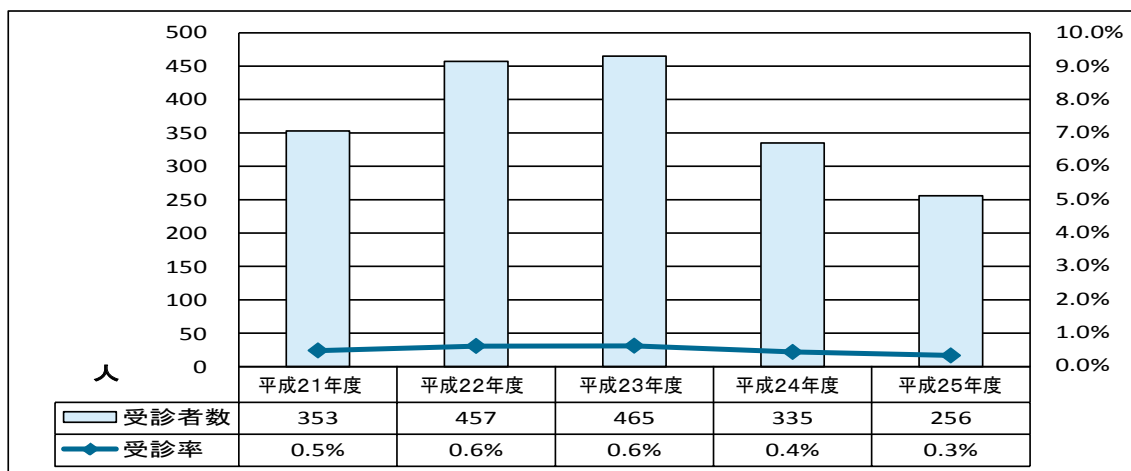
## (4) 成人期

### 現状

#### ① 成人の歯と口腔の状況

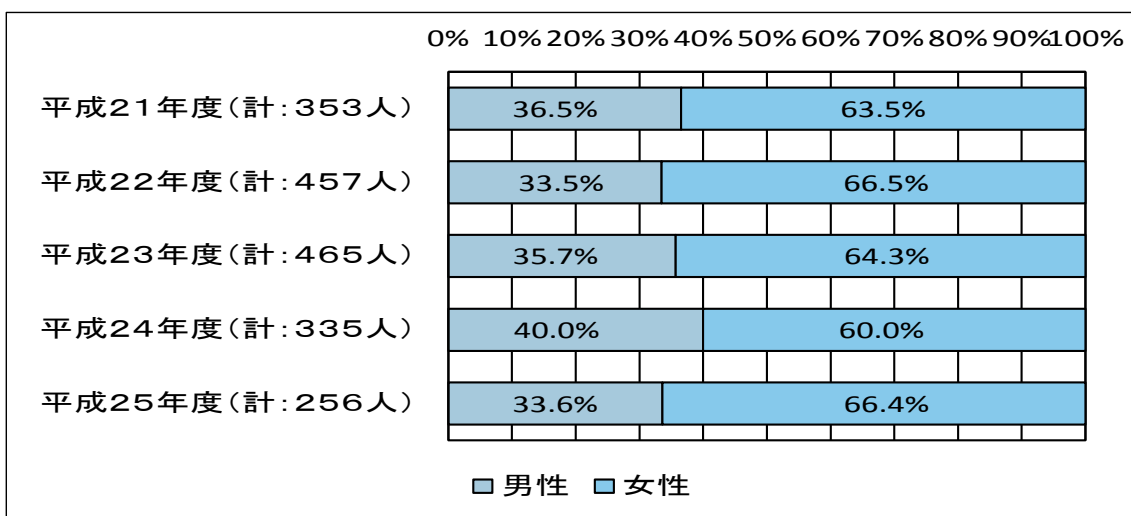
図表－２５は、富士見市成人歯科健診の受診者数と受診率<sup>※４</sup>の推移です。受診者数は平成２３年度をピークに徐々に減少しています。受診率についても同様に低下しており、対象者のうち１％にも満たないほどの状況です。

図表－２５ 成人歯科健診 受診者数と受診率の年次推移



図表－２６は、富士見市成人歯科健診の性別受診者割合の推移です。年度によりばらつきがありますが、男性受診者が約３５％、女性受診者が約６５％を占めています。

図表－２６ 成人歯科健診 性別受診者割合の年次推移

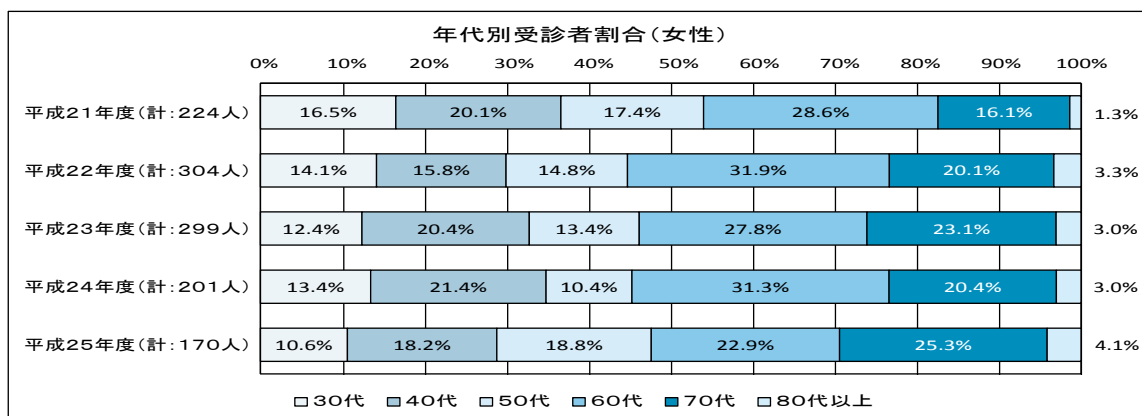
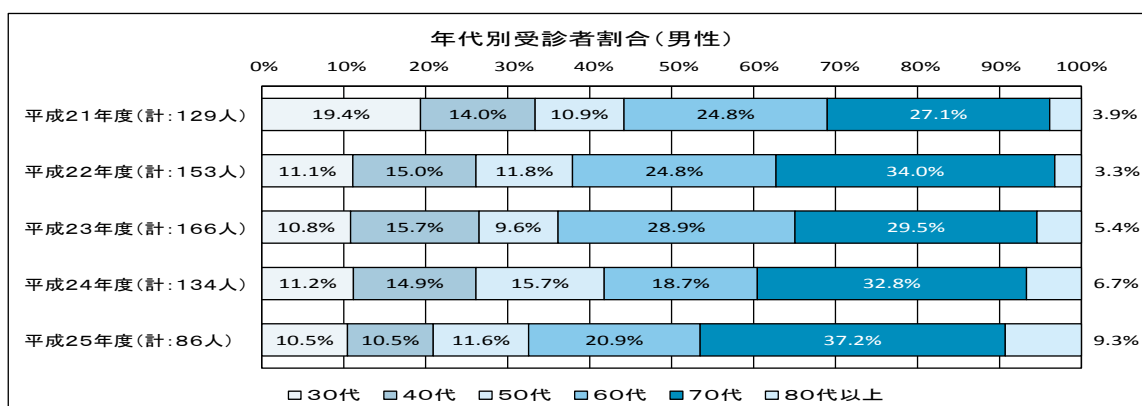
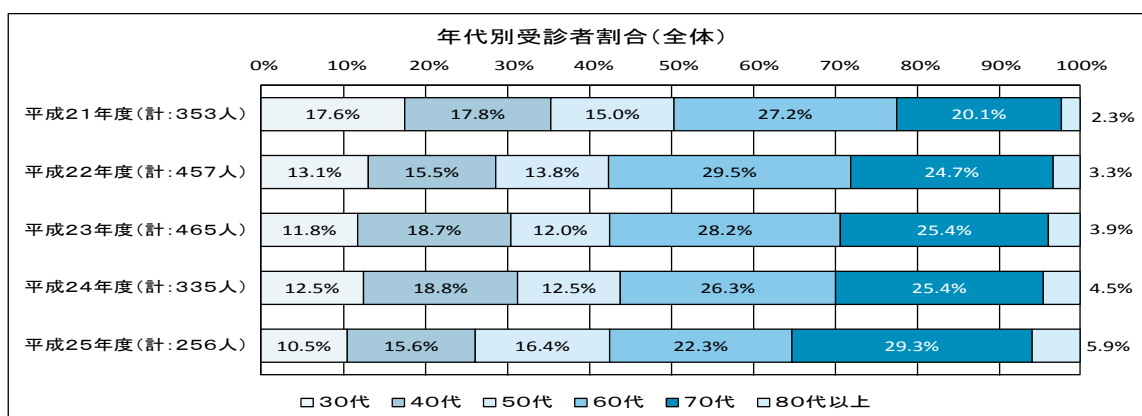


※４ 受診率＝受診者数÷対象者数（統計ふじみ平成２５年版より３０歳以上の市民の人口を抽出）×１００

図表－２７は、富士見市成人歯科健診の年代別受診者割合の推移（全体・性別）です。

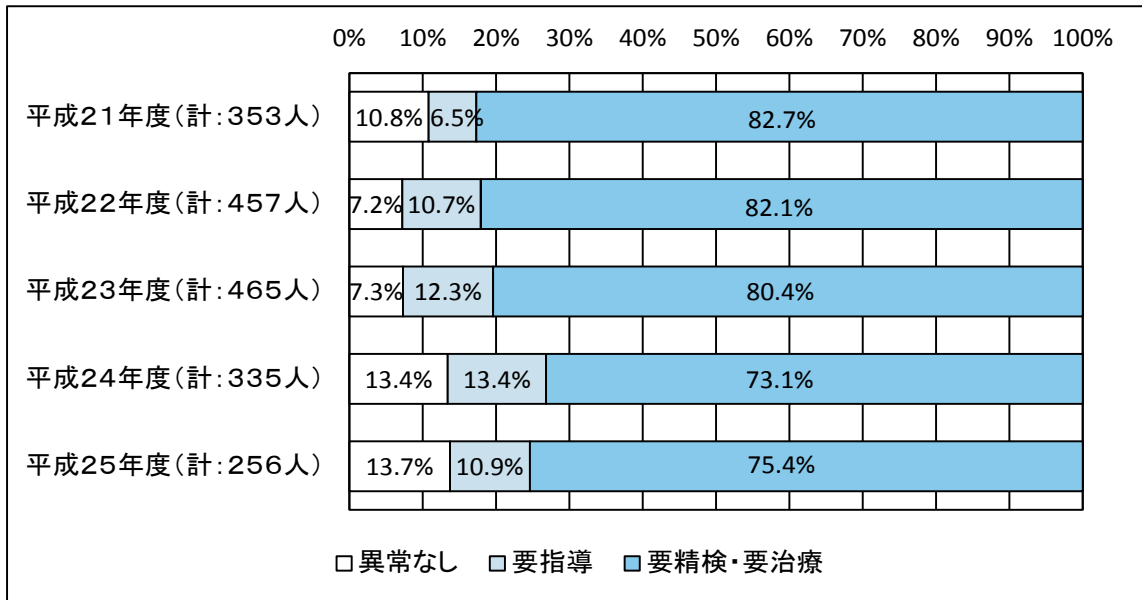
全体・男女別に見ても６０～７０代の受診者割合が高く、約半数を占めています。年度によりばらつきはありますが、男性では７０代の受診者割合、女性では６０代の受診者割合が高く、女性では男性に比べ４０・５０代の受診者割合が高い傾向があります。

図表－２７ 成人歯科健診 年代別受診者割合の年次推移（全体・性別）



図表－２８は、富士見市成人歯科健診受診者の健診結果の推移です。  
 健診結果は、歯周病\*やむし歯など口腔内すべての診査項目の判定の結果による総合判定となっています。要精検・要治療の割合は年々減少傾向にありますが、平成２５年度でも約７５％を占めています。

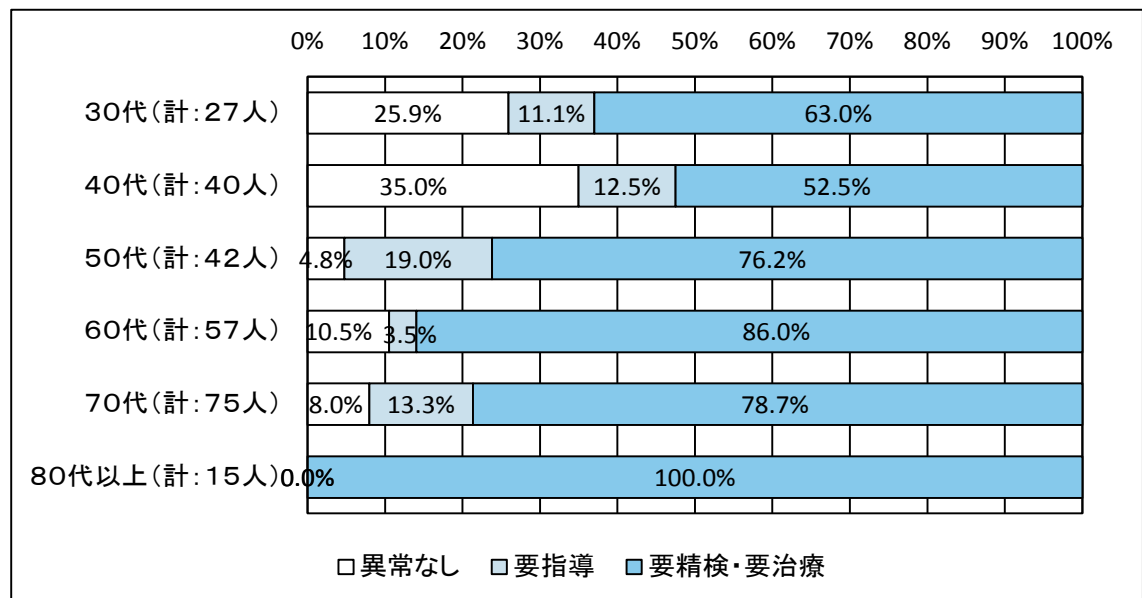
図表－２８ 成人歯科健診受診者 健診結果の年次推移



図表－２９は、平成２５年度富士見市成人歯科健診受診者の年代別健診結果です。

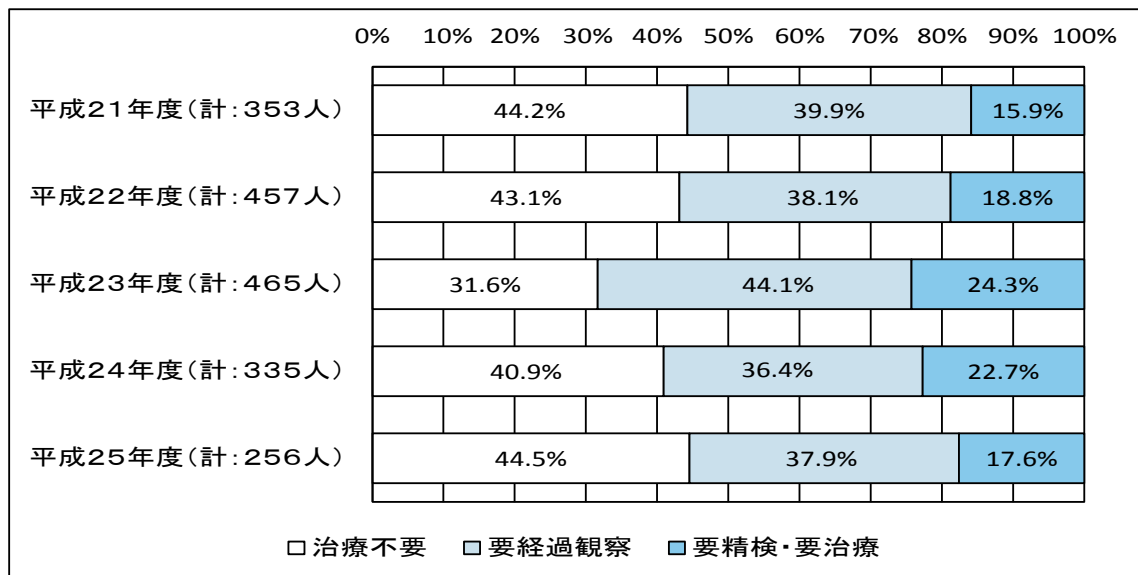
集計対象者数にばらつきがあること、単年度のみの集計であることから一概には言えませんが、５０代以降に要精検・要治療の割合が増加する傾向にあります。

図表－２９ 年代別健診結果（平成２５年度）



図表－３０は、富士見市成人歯科健診受診者の歯の状況の診査結果の推移です。歯の状況の診査結果は、むし歯や喪失歯\*などの状況診査による判定結果となっています。歯の状況の診査結果における要精検・要治療の割合は、２割程度で推移しています。

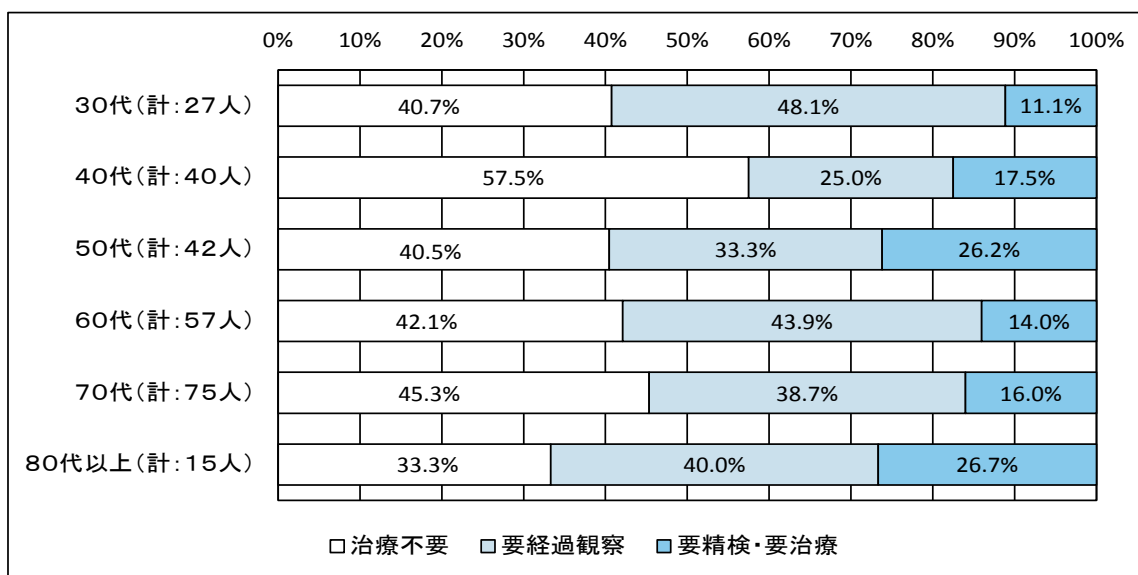
図表－３０ 成人歯科健診受診者 歯の状況の診査結果の年次推移



図表－３１は、平成２５年度富士見市成人歯科健診受診者の年代別歯の状況の診査結果です。

集計対象者数にばらつきがあること、単年度のみの集計であることから一概には言えませんが、５０代・８０代で要精検・要治療の割合が高い状況です。

図表－３１ 年代別歯の状況の診査結果 (平成２５年度)

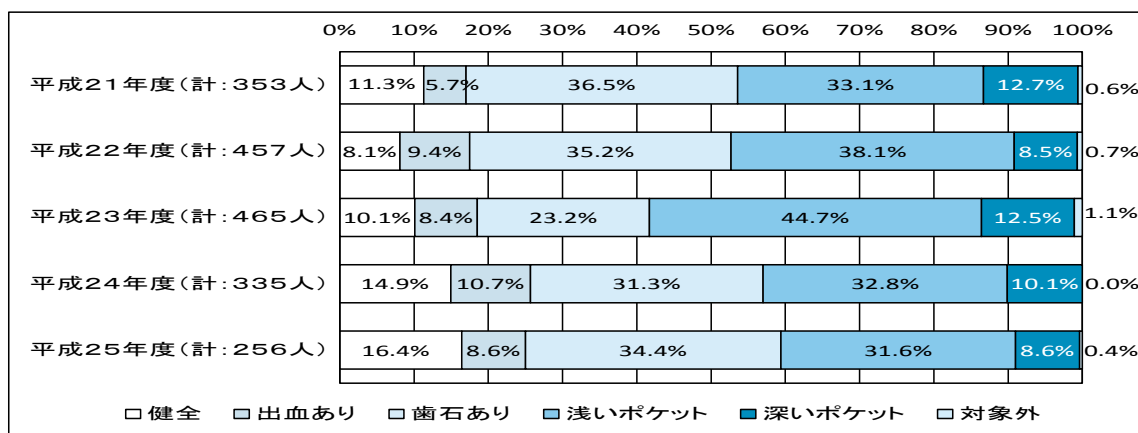




図表－３２は、富士見市成人歯科健診受診者の歯周組織\*の状況評価の推移です。歯周組織の状況評価は、歯周病の進行度を総合的に判定しており、歯石\*・浅いポケット\*（４～５mm）・深いポケット（６mm以上）のある人を要精検・要治療と判定しています。この割合は、徐々に減少していますが７割以上を占めています。

国で定める健康日本２１（第二次）の目標項目で規定されている「進行した歯周炎\*（４mm以上のポケットがある）」に本市の評価で該当するのは、浅いポケット・深いポケットを持つ人になりますが、その割合は平成２５年度で約４割となっています。

図表－３２ 富士見市成人歯科健診受診者 歯周組織の状況評価の年次推移

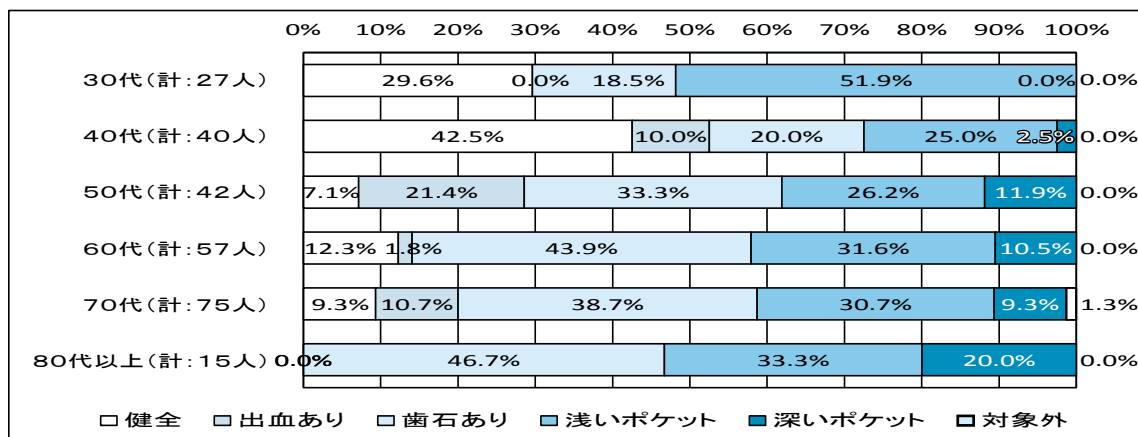


図表－３３は、平成２５年度富士見市成人歯科健診受診者の年代別歯周組織の状況評価です。

集計対象者数にばらつきがあること、単年度のみの集計であることから一概には言えませんが、歯石・浅いポケット・深いポケットがあり要精検・要治療と判定される割合は４０代で約５割、その他の年代では７割以上を占めています。

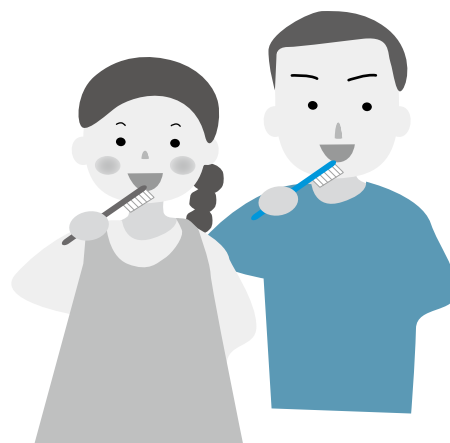
また、浅いポケットの割合は３０代で最も高く、深いポケットの割合は５０代以降から増加していく傾向があります。

図表－３３ 年代別歯周組織の状況評価（平成２５年度）



課題

- ・ 定期的に歯科健診を受診する人が少ない
- ・ 加齢とともに深いポケットを持つ人の割合が増加している



## (5) 高齢期

### 現状

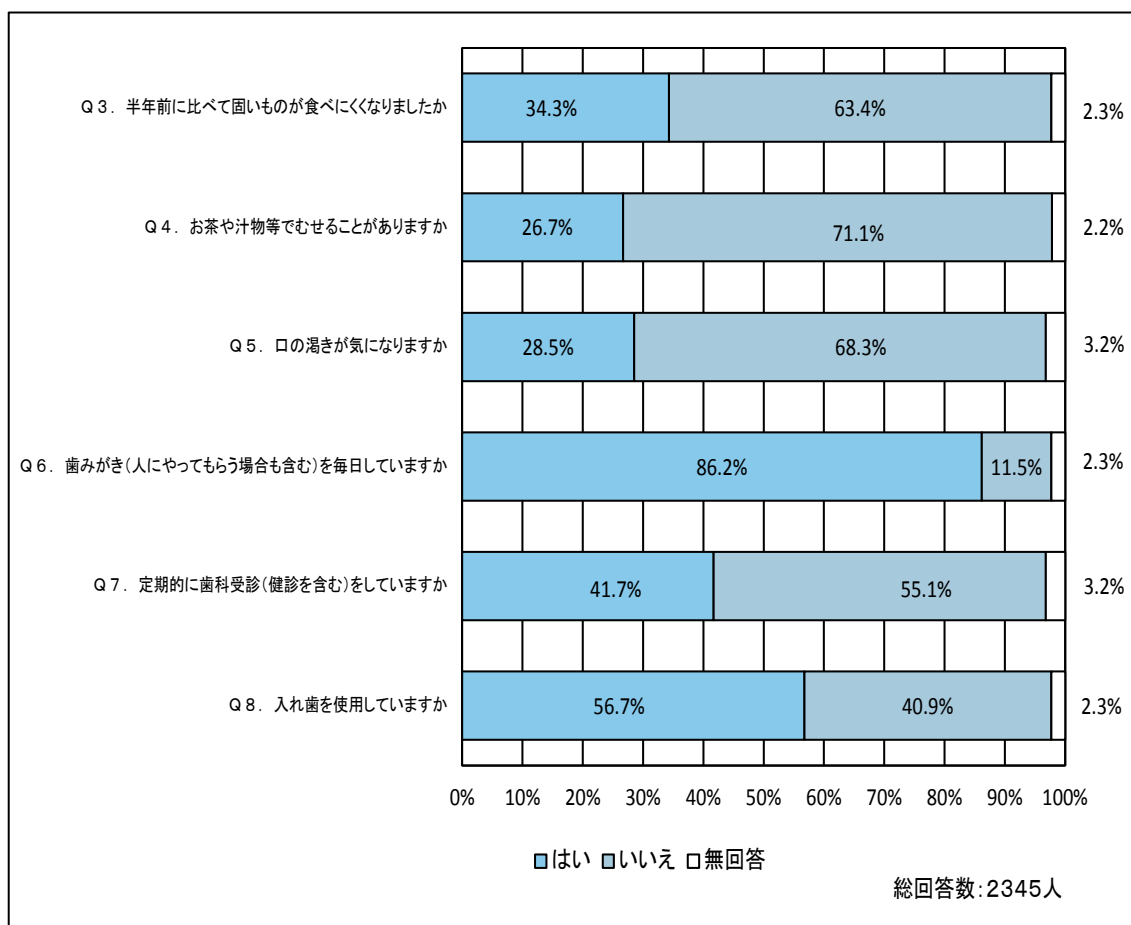
#### ① 高齢者の歯と口腔の状況

図表－34は、富士見市で実施した「高齢者実態調査 日常生活圏域ニーズ調査」における「口腔について」の問に対する回答結果です。

口腔ケア\*に関連する設問項目として、「歯みがき（人にやってもらう場合も含む）を毎日している」と回答した割合は86.2%、「定期的に歯科受診（健診を含む）をしている」と回答した割合は41.7%でした。

口腔内の状況に関する設問項目では、「入れ歯<sup>\*5</sup>を使用している」と回答した割合が56.7%、「半年前に比べて固いものが食べにくくなった」と回答した割合が34.3%、「お茶や汁物等でむせることがある」と回答した割合が26.7%、「口の渇きが気になる」と回答した割合が28.5%でした。

図表－34 日常生活圏域ニーズ調査 「口腔について」の問に対する回答結果

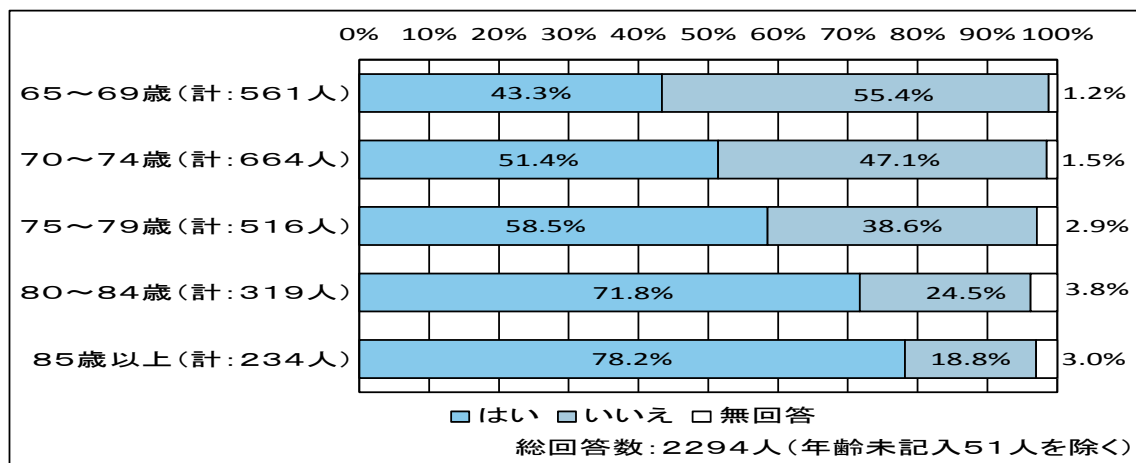


資料：高齢者実態調査報告書（平成26年）

図表－３５は、富士見市で実施した「高齢者実態調査 日常生活圏域ニーズ調査」における「入れ歯を使用していますか」という問に対する年代別回答結果です。

「入れ歯を使用している」と回答した割合は、６５～６９歳で４３．３％となり、年代が高くなるにつれて割合も高くなっています。８５歳以上では、入れ歯を使用している割合は７８．２％に達しています。

図表－３５ 「入れ歯を使用していますか」という問に対する年代別回答結果

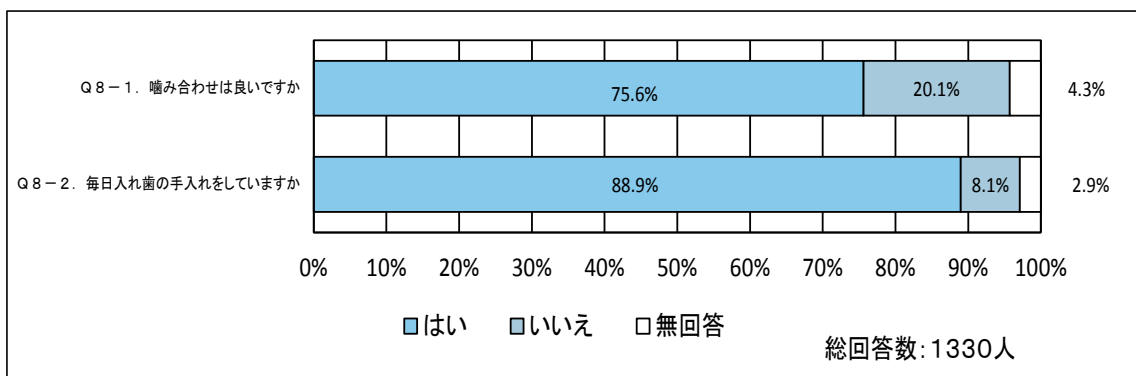


資料：高齢者実態調査報告書（平成26年）

図表－３６は、富士見市で実施した「高齢者実態調査 日常生活圏域ニーズ調査」において「入れ歯を使用している」と回答した人の「噛み合わせ」と「入れ歯の手入れ」の間に対する回答結果です。

「（入れ歯の）噛み合わせが良い」と回答した割合は７５．６％、「毎日入れ歯の手入れをしている」と回答した割合は８８．９％でした。

図表－３６ 入れ歯使用者の「噛み合わせ」と「入れ歯の手入れ」の間に対する回答結果

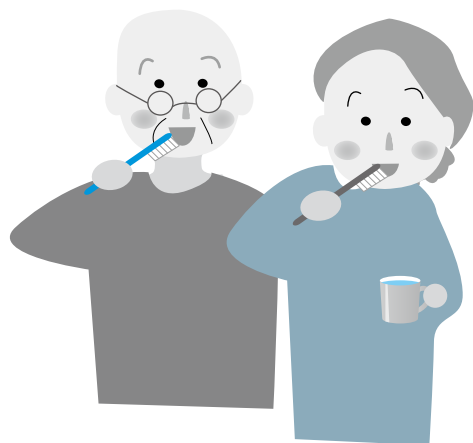


資料：高齢者実態調査報告書（平成26年）

※５ 「高齢者実態調査 日常生活圏域ニーズ調査」における、入れ歯とは、調査回答者による主観的な入れ歯のことで、総入れ歯・部分入れ歯などをさします。

## 課題

- ・ 定期的な歯科受診や健診を行っている人が約4割である
- ・ 毎日の歯みがきや入れ歯の手入れが習慣化していない人が約1割いる
- ・ 固いものの食べにくさ・水分によるむせ・口の渇きなど、口腔機能\*の低下を感じている人が約3割いる



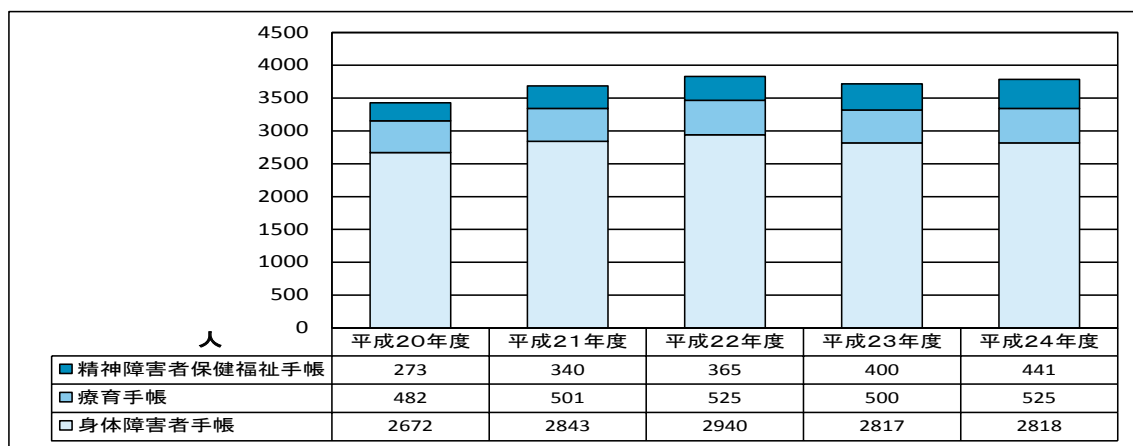
## (6) 障がい者・要介護者

### 現状

#### ① 障がい者の状況

図表－37は、富士見市における障がい者手帳の所持者数の推移です。  
各手帳の所持者数をみると、身体障害者手帳・療育手帳所持者数は微増から横ばい、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。

図表－37 手帳所持者数の年次推移

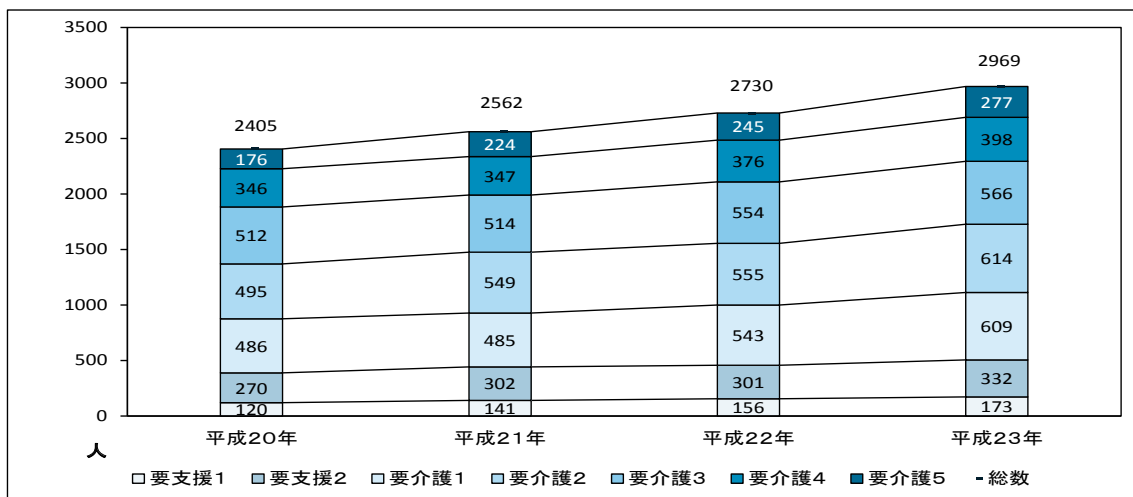


資料：統計ふじみ（平成25年版）

#### ② 要介護（要支援）者の状況

図表－38は、富士見市要介護（要支援）認定者数の推移です。  
要介護（要支援）認定者数は年々増加し、要支援1～要介護5のいずれの区分においても増加がみられます。

図表－38 要介護（要支援）認定者数の年次推移



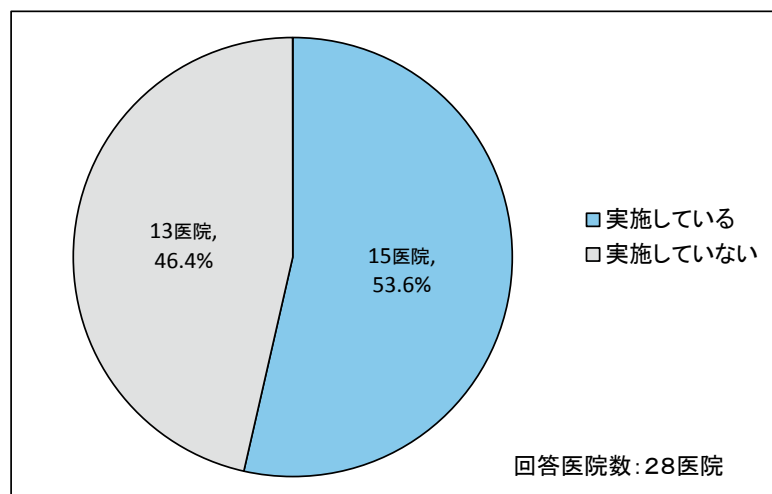
資料：第5期富士見市高齢者保健福祉計画

### ③ 在宅歯科医療の状況

図表－３９は、富士見市歯科医師会を対象として実施した「在宅歯科医療調査」における在宅歯科医療実施病院数・割合です。

平成２５年度において在宅歯科医療を実施している歯科医院は、２８医院中１５医院で５３．６％でした。

図表－３９ 在宅歯科医療の実施病院数・割合

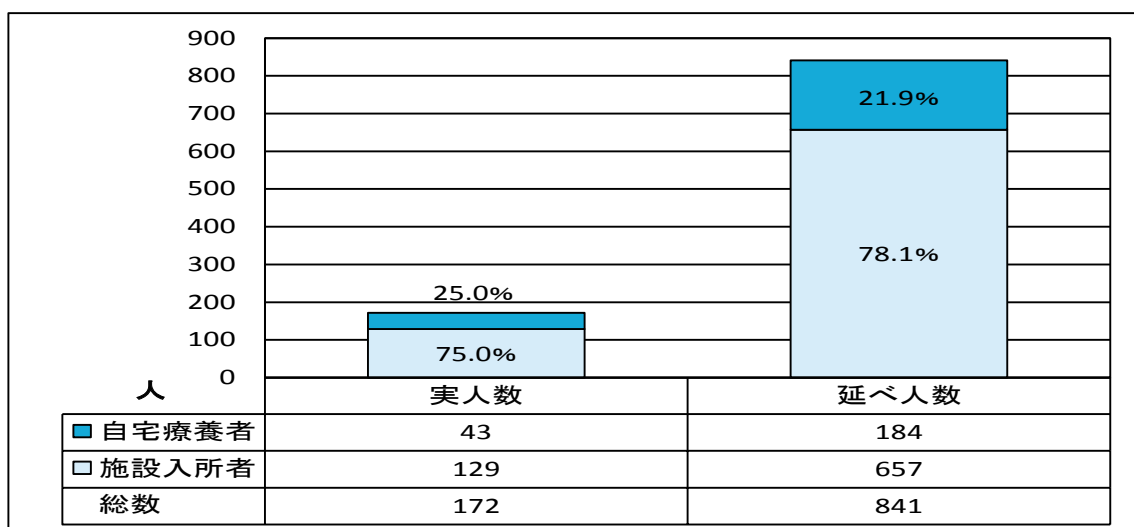


資料：平成２６年在宅歯科医療調査

図表－４０は、「在宅歯科医療調査」における在宅歯科医療実施患者数・割合です。

平成２５年度において在宅歯科医療を実施した患者のうち、施設入所者の割合が実人数では７５％、延べ人数では７８．１％を占めていました。

図表－４０ 在宅歯科医療実施患者数・割合（実人数・延べ人数）

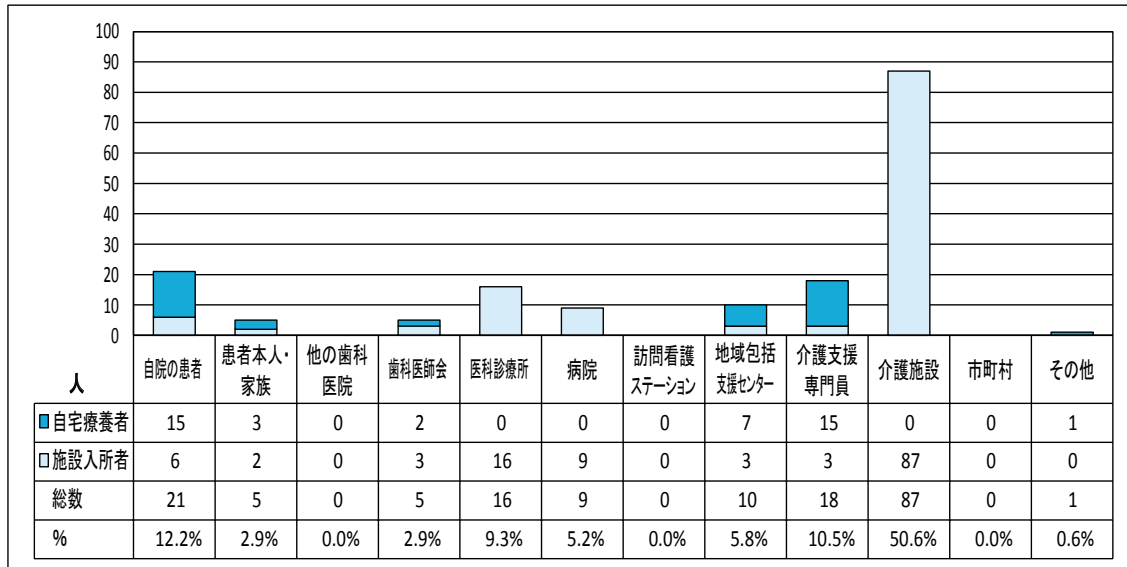


資料：平成２６年在宅歯科医療調査

図表－４１は、「在宅歯科医療調査」における在宅歯科医療実施患者の紹介元別人数・割合です。

平成２５年度において在宅歯科医療の実施に至る紹介元として最も割合が高いのが介護施設で５０．６％でした。次いで自院の患者１２．２％、介護支援専門員１０．５％という状況でした。

図表－４１ 在宅歯科医療実施患者の紹介元別人数・割合

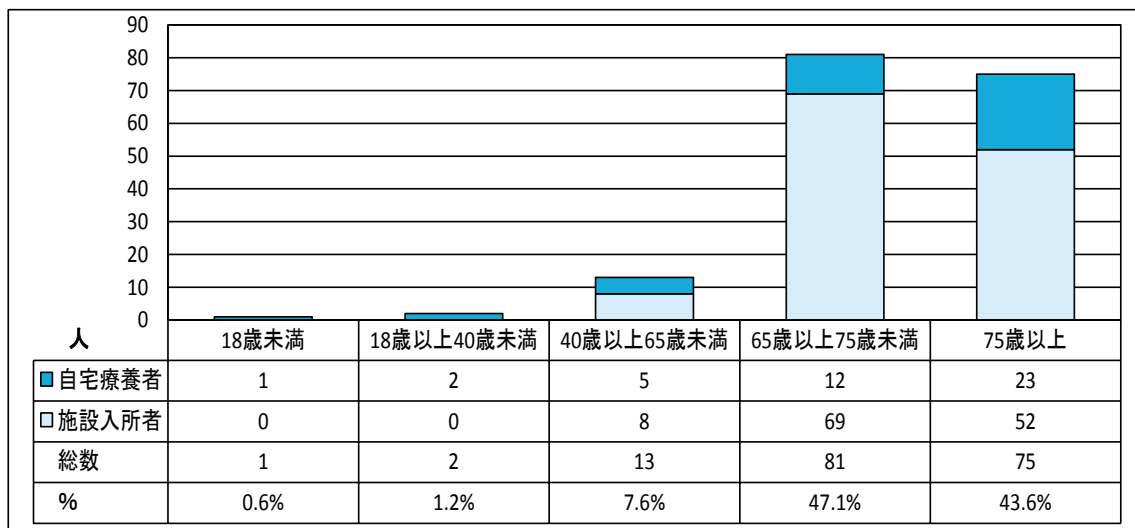


資料：平成２６年在宅歯科医療調査

図表－４２は、「在宅歯科医療調査」における在宅歯科医療実施患者の年齢別人数・割合です。

平成２５年度において在宅歯科医療を実施した患者のうち、約９１％が６５歳以上でした。

図表－４２ 在宅歯科医療実施患者の年齢別人数・割合



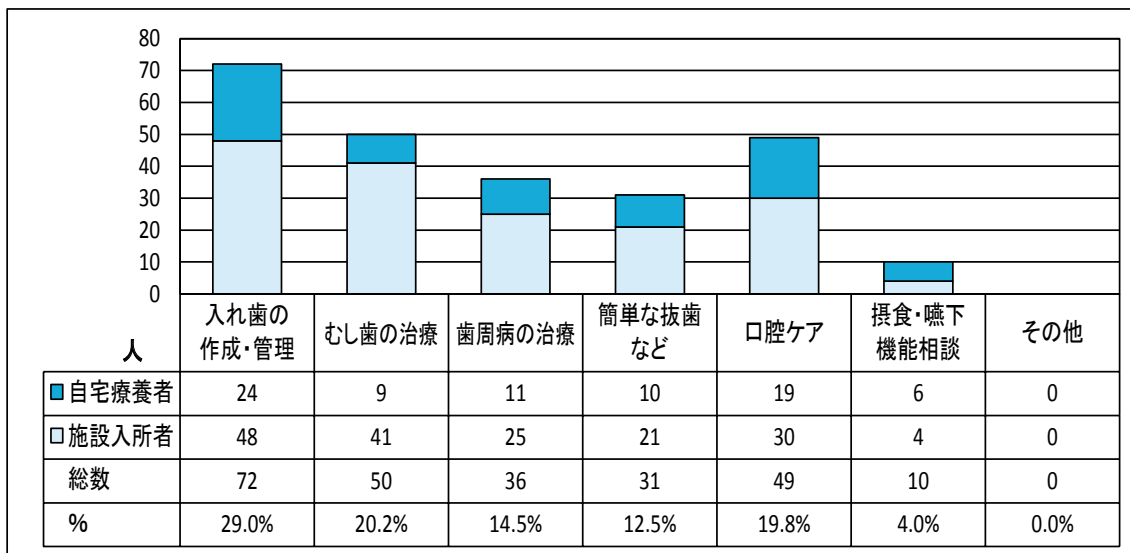
資料：平成２６年在宅歯科医療調査



図表－４３は、「在宅歯科医療調査」における在宅歯科医療実施患者の主な治療内容です。

平成２５年度における在宅歯科医療実施患者の主な治療内容は、入れ歯の作成・管理、むし歯の治療、口腔ケアの順に高い状況でした。

図表－４３ 在宅歯科医療実施患者の主な治療内容（複数回答可）



資料：平成２６年在宅歯科医療調査

**課題**

- ・ 施設入所者と比べて、自宅療養者の在宅歯科医療の利用が低い状況である

# 第3章 目標に向けて

## 第3章 目標に向けて

### 1 ライフステージ別対策の推進

歯と口腔の健康づくりの推進により、市民の生涯にわたる健康を保持・増進するためには、各ライフステージにおいて取組みの主体を明確にし、目標に向かってそれぞれが実践・協力していく必要があります。

ここでは、取組みの内容を「個人・家庭の取組み」、「関係機関の取組み」、「行政の取組み」に分けてあらわします。

#### (1) 妊娠期・胎児期

めざすべき姿

歯科健診を受け、妊娠中の正しい口腔ケア習慣・食習慣を身につけて、赤ちゃんの丈夫な歯を育もう

【担当課所：健康増進センター】

課題

・妊娠中に歯科健診を受診する人が約3割である

特徴

・妊娠中は、ホルモンバランスや生活習慣の変化から、口腔内の状態が悪化しやすく、むし歯が増加したり、歯周病が進行しやすくなります。また、妊娠中にリスクの高まる歯周病は、ていしゅつせいたいじゅうじ低出生体重児\*や早産のリスクを高める可能性があると考えられています。そのため、この時期は歯科健診を受診し、妊娠中の変化に応じた口腔ケア習慣を身につけることが大切です。

・胎児の歯は妊娠7週目頃からつづられます。母体の健康を保ちながら、胎児への十分な栄養補給をするためには、バランスのとれた食生活を送ることが必要です。

それぞれの取組み

主体	取組みの内容
個人・家庭	<ul style="list-style-type: none"><li>・妊娠中に歯科健診をうけ、むし歯・歯周病の予防、早期発見・治療に努めます。</li><li>・バランスのとれた食生活を心がけ、胎児の丈夫な歯を育みます。</li><li>・妊娠中の口腔内の変化について正しい知識を持ち、正しい歯みがき習慣や歯間部清掃習慣*を身につけます。</li></ul>

関係機関 (産婦人科医院・ 歯科医院等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠中の歯科健診の必要性を啓発します。</li> <li>・歯科医院は受診しやすい環境づくりを行います。</li> </ul>
行政 (健康増進センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠中の歯科健診の受診を促進する環境づくりをします。</li> <li>・妊娠中の口腔衛生*について知識を普及します。</li> <li>・妊娠中の栄養について知識を普及します。</li> <li>・8020運動を普及啓発します。</li> </ul>

### 富士見市が取り組んでいる具体的な事業

事業名	事業内容
母子健康手帳交付 (健康増進センター)	母子健康手帳交付時に、妊娠中の口腔衛生・栄養管理についてパンフレットによる普及啓発を実施
パパ・ママ準備教室 (健康増進センター)	歯科衛生士による妊娠中の歯科健診の必要性と歯の健康・ブラッシングについての講話と、管理栄養士による妊娠中の食事についての講話を実施
健康まつり(後援) (健康増進センター)	健康まつり内で市民を対象に、歯科医師・歯科衛生士による無料歯科健診、歯科保健指導、フッ化物歯面塗布・洗口*を実施
歯と口の健康フェア(後援) (健康増進センター)	歯と口の健康週間*に市民を対象に、歯科医師・歯科衛生士による無料歯科健診、歯科保健指導、フッ化物歯面塗布・洗口を実施

### 新規・重点的に取り組む施策

- 妊産婦の歯科健診の助成を実施します。

妊娠中から産後にかけて歯科健診を受診する機会をつくるため、歯科健診の公費による助成を行います。

また、広く妊産婦が歯科健診を受診できるよう歯科健診受診勧奨体制を強化します。

- 妊娠中の口腔ケア習慣・食習慣について普及啓発を強化します。

母子健康手帳交付時に配布するパンフレットによる普及啓発を強化します。

また、妊婦が妊娠中の口腔ケア習慣・食習慣について知識を深め、実践できるよう食育推進室を活用した事業を展開します。

## (2) 乳幼児期

### めざすべき姿

正しい口腔ケア習慣・食習慣を身につけ、むし歯のない丈夫な歯をつくり、何でもよく噛んで食べよう

【担当課所：健康増進センター・保育課・公立保育所・公民館】

### 課題

- ・ 1歳6か月児のむし歯有病率が、国・県と比較して高い
- ・ 年齢が上がるごとに、むし歯有病率が高くなる
- ・ 適切な間食回数を超えて甘いお菓子を食べている割合が、1歳6か月児で約6%、3歳児で約20%、5歳児で約16%である
- ・ 甘い飲み物をほぼ毎日飲んでいる割合が、1歳6か月児で約40%、3歳児・5歳児では約45%である
- ・ 保護者が食後歯をみがいていない割合が、1歳6か月児で約9%、3歳児で約3%、5歳児で約15%である
- ・ 定期的にフッ化物歯面塗布(フッ素塗布)をしている割合が、3歳児で約5割、5歳児では約6割である

### 特徴

- ・ 乳幼児期は、乳歯が生え、乳歯の歯並びが完成し、永久歯が生え始めるまでの口腔内の変化が著しい時期です。各発達段階に応じた口腔の健康管理が必要になります。また、お子さん自身が口腔内の清掃や食習慣などの基本的な生活習慣を身につけていく非常に重要な時期でもあります。ここで身につけた習慣は生涯を通じて健康づくりに波及していくことから、家庭での口腔ケア習慣・食習慣への正しい取組みが大切です。

### それぞれの取組み

主体	取組みの内容
個人・家庭	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 乳幼児期の歯と口腔の発達についての知識を身につけ、正しい歯みがきと仕上げみがきの習慣を身につけます。</li><li>・ フッ化物*配合の歯みがき剤など、フッ化物を定期的に利用します。</li><li>・ かかりつけ歯科医をつくり、定期的に歯科健診やフッ化物歯面塗布を行います。</li><li>・ 歯科健診で指摘を受けたら、歯科受診します。</li><li>・ 様々な食品をよく噛んで食べる習慣を身につけます。</li><li>・ 間食(甘味食品や甘味飲料など)は、選び方を工夫し時間と量を決めて、規則正しく食べる習慣を身につけます。</li></ul>

関係機関 (民間保育施設・ 歯科医院等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な歯科健診と保健指導を行います。</li> <li>・保護者による適切な歯みがきや仕上げみがきができるよう情報提供を行います。</li> <li>・フッ化物の安全性やフッ化物歯面塗布などの実施方法について情報提供を行います。</li> <li>・歯科医院は受診しやすい環境づくりを行います。</li> </ul>
行政 (健康増進センター・ 保育課・公立保育所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児の発育や発達にあわせた歯科健診と保健指導を行います。</li> <li>・乳幼児期の口腔状態に関する知識を普及し、歯みがきの方法やおやつのととり方などむし歯予防のための口腔衛生についての知識を啓発します。</li> <li>・口腔機能の発達にあわせた食事の調理法やとり方、バランスのよい食生活についての知識を普及啓発します。</li> <li>・フッ化物の利用を促進します。</li> <li>・8020運動を普及啓発します。</li> </ul>

### 富士見市が取り組んでいる具体的な事業

事業名	事業内容
4か月児健康診査 (健康増進センター)	管理栄養士による離乳食についての講話を実施
12か月児健康診査 (健康増進センター)	歯科衛生士による口腔衛生についての講話を実施
1歳6か月児健康診査 (健康増進センター)	歯科健診、口腔衛生についての講話、口腔状態に応じたブラッシングについての個別指導を実施
3歳児健康診査 (健康増進センター)	歯科健診、口腔衛生やブラッシング指導についての講話 ・集団実技指導を実施
乳児・母乳相談 (健康増進センター)	助産師・管理栄養士による授乳・離乳食についての講話・個別栄養相談を実施
モグパク食事相談 (健康増進センター)	管理栄養士による離乳食についての個別相談を実施
健康まつり(後援)〔再掲〕 (健康増進センター)	健康まつり内で市民を対象に、歯科医師・歯科衛生士による無料歯科健診、歯科保健指導、フッ化物歯面塗布・洗口を実施
歯と口の健康フェア(後援)〔再掲〕 (健康増進センター)	歯と口の健康週間に市民を対象に、歯科医師・歯科衛生士による無料歯科健診、歯科保健指導、フッ化物歯面塗布・洗口を実施
親子よい歯のコンクール(後援) (健康増進センター)	歯と口の健康週間に、口腔状態のよい親子の表彰を実施
歯科健診 (公立保育所)	歯科健診を実施

歯科保健指導 (公立保育所)	看護師による歯科保健指導を実施
食を通じた普及啓発 (公立保育所)	給食へよく噛む献立の取り入れや、お知らせなどで口腔衛生と食についての普及啓発を実施
就学時健康診断 (学校教育課)	歯科健診、要治療者に対して治療勧奨を実施

### 新規・重点的に取り組む施策

- 3歳児健康診査でのフッ化物利用事業を開始します。

3歳児健康診査において、幼児期のむし歯予防のための歯質向上などを目的としたフッ化物利用事業を開始します。

- 乳幼児の歯と口腔機能の発達にあわせた口腔ケア習慣・食習慣についての普及啓発を強化します。

乳幼児健康診査など子育て支援の場を活用した、間食や食後の歯みがき・保護者の仕上げみがきなど正しい口腔ケア習慣・食習慣の確立にむけた普及啓発の強化を図ります。



### (3) 学齢期（小学校期・中学校期）

#### めざすべき姿

自分の体に興味をもち、むし歯・歯周病予防のための自分  
にあった正しい口腔ケア習慣・食習慣を身につけよう

【担当課所：学校教育課・小学校・中学校・特別支援学校・給食センター】

#### 課題

- ・学年が上がるごとに、永久歯の一人平均DMF歯数（むし歯数）が増加している
- ・学年が上がるごとに、歯肉に軽度な炎症があり定期観察を要するGOと判定される小学生・中学生が増加している
- ・むし歯のある中学生の処置完了者・未処置者に占める未処置者の割合が高い

#### 特徴

- ・小学校期は、乳歯から永久歯への生えかわりの時期です。この時期は、歯が抜けたり生えたりすることで歯並びが複雑になり、歯みがきが最も難しくなります。また、生えたばかりの永久歯はむし歯になりやすく、口腔状況に応じた口腔ケア習慣・食習慣を身につけることが大切です。
- ・中学校期は、個人の意識により口腔ケア習慣や食習慣などの生活習慣が乱れやすい時期です。そのため、むし歯などの歯科疾患での治療行動にも大きく個人差が出る時期でもあります。また、歯肉の炎症所見が増えてくる時期でもあるため、正しい口腔ケア習慣を継続していくこと、むし歯ができた場合は歯科受診をすること、歯周病予防についての知識を身につけることが必要です。

#### それぞれの取組み

主体	取組みの内容
個人・家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の口の健康に関心をもち、むし歯や歯周病についての正しい知識を身につけます。</li> <li>・正しい歯みがきの習慣を身につけ、毎食後の歯みがきを習慣化し、自己管理できる力を養います。</li> <li>・小学校低学年頃までのお子さんのいる家庭は、仕上げみがきをします。</li> <li>・フッ化物配合の歯みがき剤など、フッ化物を定期的にご利用します。</li> <li>・かかりつけ歯科医をつくり、定期的に歯科健診やフッ化物歯面塗布を行います。</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯科健診で指摘を受けたら、歯科受診します。</li> <li>・ しっかりと噛み、バランスよく食べる習慣を身につけます。</li> <li>・ 甘味食品や甘味飲料の選び方・とり方についての知識を身につけ、実践できる力を育みます。</li> </ul>
関係機関 (歯科医院等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校医や地域の歯科医院が学校と連携をとり、子どもの健全な歯と口腔づくりに取り組みます。</li> <li>・ フッ化物の安全性やフッ化物利用について情報提供を行います。</li> </ul>
行政 (小学校・中学校・ 特別支援学校・ 学校教育課・ 健康増進センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的な歯科健診と保健指導を行います。</li> <li>・ 給食後の歯みがきやブクブクうがいに取り組みます。</li> <li>・ 学齢期の口腔状態に関する知識を普及し、歯みがきの方法やおやつのととり方などむし歯予防のための口腔衛生についての知識を普及します。</li> <li>・ しっかりと噛んで食べることの大切さを普及し、バランスのよい食習慣の知識について啓発します。</li> <li>・ 要治療者の治療状況を確認します。</li> <li>・ 8020運動を普及啓発します。</li> </ul>

### 富士見市が取り組んでいる具体的な事業

事業名	事業内容
歯科健診 (小学校・中学校・特別支援学校)	歯科健診を実施
歯科保健指導 (小学校・中学校・特別支援学校)	学校歯科医・歯科衛生士・養護教諭・担任教諭などによる歯科保健指導を実施
歯科健診事後指導 (小学校・中学校・特別支援学校)	要治療者などへの治療勧告を実施
給食後の歯みがき (小学校・中学校・特別支援学校)	小・中学校(11校)と特別支援学校で給食後の歯みがきを実施
歯科保健活動 (小学校・中学校・特別支援学校)	学校保健委員会、児童・生徒保健委員会で歯科保健活動を実施
フッ化物洗口・歯面塗布 (小学校・特別支援学校)	小学校(1校)と特別支援学校でフッ化物洗口・歯面塗布を実施
食を通じた普及啓発 (給食センター・特別支援学校)	給食へよく噛む献立の取り入れや、給食だよりで歯と口腔の健康習慣の普及啓発を実施
健康まつり(後援)〔再掲〕 (健康増進センター)	健康まつり内で市民を対象に、歯科医師・歯科衛生士による無料歯科健診、歯科保健指導、フッ化物歯面塗布・洗口を実施
歯と口の健康フェア(後援)〔再掲〕 (健康増進センター)	歯と口の健康週間に市民を対象に、歯科医師・歯科衛生士による無料歯科健診、歯科保健指導、フッ化物歯面塗布・洗口を実施

## 新規・重点的に取り組む施策

- むし歯・歯周病予防のための保健指導を推進します。

むし歯や歯周病予防のため、学校での正しい口腔ケア習慣や食習慣についての保健指導を推進します。

- 昼食後の歯みがきやブクブクうがいの実施を推進します。

むし歯や歯周病予防のため、昼食後に歯みがきやブクブクうがいタイムを設け、歯みがきやうがいの機会をつくる学校が増えるよう推進を図ります。

- 歯科健診結果による要観察者・要治療者への受診勧告を強化します。

歯科健診後の未治療によるむし歯・歯周病などの重症化を予防するため、要観察者・要治療者に対し確実に受診行動がとれるよう受診勧告の強化を図ります。

- フッ化物利用状況について実態を把握します。

小学生・中学生におけるフッ化物利用状況を把握し、むし歯予防のための歯質の向上を目的としたフッ化物利用事業について検討します。



## (4) 成人期

### めざすべき姿

定期的に歯科健診を受け、正しい口腔ケア習慣・食習慣を身につけて歯周病を予防しよう

【担当課所：健康増進センター】

### 課題

- ・定期的に歯科健診を受診する人が少ない
- ・加齢とともに深いポケットを持つ人の割合が増加している

### 特徴

- ・成人期は、仕事や家庭に忙しい時期であり、歯や歯肉の痛みや不快感がなければ口腔の状態に関心が向きづらい時期です。そのため、歯の喪失原因となる歯周病が急増する時期でもあります。

初期の歯周病には自覚症状がないため、この時期では、歯周病予防に重点をおいた正しい口腔ケア習慣・食習慣を継続していくこと、定期的に歯科健診を受診し、口腔状態にあわせて歯石除去などの定期管理を行っていくことが大切です。

### それぞれの取組み

主体	取組みの内容
個人・家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯周病やむし歯についての正しい知識を身につけます。</li> <li>・正しい歯みがきの習慣を身につけ、歯間ブラシやデンタルフロスを用いた歯間部清掃を習慣化します。</li> <li>・フッ化物配合の歯みがき剤など、フッ化物を定期的に利用します。</li> <li>・かかりつけ歯科医をつくり、定期的に歯科健診を受け、フッ化物歯面塗布・歯石除去などの定期管理を行います。</li> <li>・バランスのよい食事を心がけ、しっかりと噛んで食べる習慣を身につけます。</li> </ul>
関係機関 (歯科医院・事業所等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科医院は受診しやすい環境づくりを行います。</li> <li>・歯科医院は定期的な歯科健診の受診、定期管理の重要性について普及啓発及び勧奨を行います。</li> <li>・事業所は被用者*が歯科健診や歯科保健指導を受ける機会づくりを促します。</li> <li>・行政との協働により地域における歯と口腔の健康づくりについて普及啓発に取り組みます。</li> </ul>
行政 (健康増進センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な歯科健診について普及を行い、歯科健診受診を促進する環境づくりに取り組みます。</li> <li>・歯科医院をはじめとした関係機関との連携・協働による歯科口腔保健事業を展開します。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8020運動の普及を通して、成人期の口腔状態に応じた正しい歯科口腔保健の知識の普及に努めます。</li> <li>・ かかりつけ歯科医をもつよう普及啓発します。</li> <li>・ しっかりと噛んで食べることの大切さを普及し、バランスのよい食習慣の知識について啓発します。</li> </ul>
--	---

### 富士見市が取り組んでいる具体的な事業

事業名	事業内容
成人歯科健診 (健康増進センター)	30歳以上の市民を対象に歯科健診の公費による助成を実施
歯科健康教育 (健康増進センター)	各種健康教室等で歯科衛生士による口腔衛生についての講話を実施
健康まつり(後援)〔再掲〕 (健康増進センター)	健康まつり内で市民を対象に、歯科医師・歯科衛生士による無料歯科健診、歯科保健指導、フッ化物歯面塗布・洗口を実施
歯と口の健康フェア(後援)〔再掲〕 (健康増進センター)	歯と口の健康週間に市民を対象に、歯科医師・歯科衛生士による無料歯科健診、歯科保健指導、フッ化物歯面塗布・洗口を実施

### 新規・重点的に取り組む施策

- 成人歯科健診の対象年齢と実施期間を拡充し、定期的な歯科健診受診を促進します。

歯科健診を受診する機会を拡大するため、成人歯科健診の対象年齢と実施期間を拡充し、歯科健診の公費による助成を継続します。  
また、広く市民が歯科健診を受診できるよう普及活動を強化します。

- 歯周病・むし歯予防のための口腔ケア習慣・食習慣について普及啓発を行います。

歯と口の健康週間などの機会を活用し、8020運動の推進に向け、若い世代から歯周病・むし歯予防のための正しい口腔ケア習慣・食習慣について普及啓発を行います。

## (5) 高齢期

### めざすべき姿

定期的に歯科健診を受け、正しい口腔ケア習慣・食習慣を身につけて、いつまでも自分の歯で食事を楽しもう

【担当課所：健康増進センター・高齢者福祉課・公民館】

### 課題

- ・定期的な歯科受診や健診を行っている人が約4割である
- ・毎日の歯みがきや入れ歯の手入れが習慣化していない人が約1割いる
- ・固いものの食べにくさ・水分によるむせ・口の渇きなど、口腔機能の低下を感じている人が約3割いる

### 特徴

- ・高齢期は、加齢の影響や疾患による服薬の影響で唾液の分泌が減少し、口腔内の自浄作用\*が低下します。それに伴い歯周病が進行し、歯根\*にむし歯ができやすくなったり、歯の喪失が急増する時期です。
- また、歯の喪失に伴い食べる、飲み込む、会話するなどの口腔機能が低下し、生活に不自由を生じるだけでなく、低栄養\*や誤嚥\*、窒息の危険性が高まります。高齢者の肺炎の多くが口腔機能の低下により引き起こされる誤嚥性肺炎\*とされているため、この時期は口腔機能の維持・向上に重点をおいた口腔内の状態に応じた正しい口腔ケア習慣・食習慣を身につけることが大切です。

### それぞれの取組み

主体	取組みの内容
個人・家庭	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢期の口腔機能や歯周病、歯根むし歯についての正しい知識を身につけます。</li><li>・口腔状態に合わせた正しい歯みがきの習慣を身につけ、歯間ブラシやデンタルフロスを用いた歯間部清掃を習慣化します。</li><li>・かかりつけ歯科医をつくり、定期的に歯科健診を受け、口腔内の定期管理を行います。</li><li>・歯や歯肉に異常を感じたら早期に受診し、必要な治療を受け、歯の喪失を防ぎます。</li><li>・自分に合った入れ歯をきれいに保ち、定期的に健診を受けます。</li><li>・よく噛んで食べる習慣を身につけ、安全に食事をとります。</li><li>・話す、笑う、歌う、口の体操を行うなど、口腔機能を維持するために口をよく動かす習慣をつくります。</li></ul>

関係機関 (歯科医院)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯科医院は受診しやすい環境づくりを行います。</li> <li>・ 歯科医院は定期的な歯科健診の受診、定期管理の重要性について普及啓発及び勧奨を行います。</li> <li>・ 行政との協働により地域における歯と口腔の健康づくりについて普及啓発に取り組みます。</li> </ul>
行政 (健康増進センター・ 高齢者福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的な歯科健診について普及を行い、歯科健診受診を促進する環境づくりに取り組みます。</li> <li>・ 歯科医院などの関係機関との連携・協働により、口腔機能の維持・向上をはじめとした歯科口腔保健事業を展開します。</li> <li>・ 8020運動の普及を通して、高齢期の口腔状態に応じた正しい歯科口腔保健の知識の普及啓発に取り組みます。</li> <li>・ かかりつけ歯科医をもつよう普及啓発します。</li> <li>・ 口腔機能の状態に応じた食事の調理法やとり方、しっかりとよく噛んでバランスよく食べる大切さについて普及啓発します。</li> </ul>

### 富士見市が取り組んでいる具体的な事業

事業名	事業内容
成人歯科健診（再掲） (健康増進センター)	30歳以上の市民を対象に歯科健診の公費による助成を実施
はつらつ教室 (脳ヂカラ・噛む力アップコース) (健康増進センター)	高齢者を対象に、介護予防教室内で歯科医師による講話、歯科衛生士による歯科健康相談、口腔体操などの口腔ケア指導を実施
はつらつ教室 (生活機能アップコース) (健康増進センター)	生活機能*に低下がみられる虚弱な高齢者を対象に、通所型介護予防事業において歯科医師による歯科健診、歯科衛生士による歯科健康相談、口腔体操などの口腔ケア指導を実施
依頼事業 (健康増進センター)	高齢者サロン等による依頼事業において、保健師による口腔体操を実施
健康まつり（後援）〔再掲〕 (健康増進センター)	健康まつり内で市民を対象に、歯科医師・歯科衛生士による無料歯科健診、歯科保健指導、フッ化物歯面塗布・洗口を実施
歯と口の健康フェア（後援）〔再掲〕 (健康増進センター)	歯と口の健康週間に市民を対象に、歯科医師・歯科衛生士による無料歯科健診、歯科保健指導、フッ化物歯面塗布・洗口を実施
8020よい歯のコンクール（後援） (健康増進センター)	歯と口の健康週間に、口腔状態のよい高齢者の表彰を実施
いきいき元気塾 (お口の健康！ハ歯ハ元気教室) (高齢者福祉課)	基本チェックリストによる口腔機能低下者を対象に、歯科口腔保健教室を実施

## 新規・重点的に取り組む施策

- 定期的な歯科健診受診を促進します。

加齢による口腔状態の変化に応じた口腔管理を促すため、定期的に歯科健診を受診できるよう普及活動を行います。

- 加齢による口腔状態の変化に応じた口腔ケア習慣・食習慣について普及啓発を行います。

歯と口の健康週間などの機会を活用し、8020運動の推進に向け、加齢に伴う口腔状態の変化に応じた正しい口腔ケア習慣・食習慣について普及啓発を行います。

- 口腔機能向上に向けた普及啓発を推進します。

高齢者サロンなど高齢者が集う場において、口腔機能の維持・向上についての普及啓発を行います。



## (6) 障がい者・要介護者

### めざすべき姿

定期的に受診できる“かかりつけ歯科医”をつくり、歯と口についての心配事を気軽に相談しよう

【担当課所：障がい福祉課・高齢者福祉課・福祉課・みずほ学園】

### 課題

- ・施設入所者と比べて、自宅療養者の在宅歯科医療の利用が低い状況である

### 特徴

- ・障がい者・要介護者は、歯科治療の必要性があっても、疾患や障がいの程度により、歯科受診が困難な場合があります。口腔衛生の悪化や症状の重症化が進みやすい状況にあります。また、疾患や療養期間の長さなどにより咀嚼・嚥下\*機能に障害や低下をきたす場合が多く、栄養状態の悪化や誤嚥性肺炎を生じる危険性が高い傾向にあります。

食事・口腔ケアについても、自立して行うことが困難である場合があります。家族や介護者・支援者を含めたそれぞれが障がいや疾患、口腔内の状態に応じた口腔ケア習慣・食習慣について知識や技術を身につけることが大切です。

### それぞれの取組み

主体	取組みの内容
個人・家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの口腔内の状態や機能に応じた口腔衛生についての正しい知識を身につけます。</li> <li>・それぞれの口腔内の状態や機能に応じた口腔ケアを行います。</li> <li>・かかりつけ歯科医をつくり、歯や歯肉に異常を感じたら適切な治療や指導を受けます。</li> <li>・よく噛んでゆっくり食べる習慣を身につけ、安全に食事をとります。</li> <li>・話す、笑う、歌う、口の体操やマッサージを行うなど、口腔機能を維持するために口をよく動かす習慣をつくりま</li> </ul>
関係機関 (歯科医院・障がい者施設・介護施設等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科医院は受診・相談しやすい環境づくりを行います。</li> <li>・障がい者施設・介護施設等の事業者は、関係機関や行政と連携をとりながら、入所者が定期的な歯科健診や歯科医療が受けられるよう環境を整備します。</li> <li>・障がい者施設・介護施設等の職員は、口腔機能に関する知識を習得し、適切な口腔ケアや食事についての支援を実施します。</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員や高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の職員が、口腔ケアや口腔機能に関する知識を習得することにより支援の充実を図ります。</li> </ul>
行政 (障がい福祉課・ 高齢者福祉課・ みずほ学園)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科医院、施設、介護・支援職、家族と連携を図り、障がい者・要介護者の口腔機能向上に向けた歯科口腔保健事業を展開します。</li> <li>・障がい者・要介護者が、適切な時期に歯科治療や相談が受けられるよう環境整備を行い、かかりつけ歯科医がもてるよう普及啓発を行います。</li> <li>・口腔機能の状態に応じた食事内容やとり方など、安全に美味しく食事ができるよう知識の普及啓発を行います。</li> </ul>

### 富士見市が取り組んでいる具体的な事業

事業名	事業内容
歯科健診・保健指導 (みずほ学園)	障がい児通園施設（みずほ学園）に通園している児を対象に歯科健診・保健指導を実施
介護支援専門員を対象とした研修会への参加 (高齢者福祉課)	埼玉県歯科医師会などで実施している介護支援専門員を対象とした研修会への参加

### 新規・重点的に取り組む施策

- かかりつけ歯科医がもてるよう歯科診療情報の普及啓発を行います。

適切な時期に歯科受診・相談ができるように、障がい者・要介護者が受診できる歯科医院や訪問歯科診療を行う歯科医院についての状況を把握し普及啓発を行います。



## 2 ライフステージ別目標値

ここでは、計画の期間である10年後(平成36年度)の指標及び目標値を示します。

ライフ ステージ	指 標		現 状	平成36年度 目標値	備 考
妊娠期・ 胎児期	妊娠中に歯科健診を受 診する人の増加	妊婦	33.4% (平成26年)	50.0%	妊娠中歯科健診受診状況調査
乳幼児期	むし歯のない幼児の増加	1歳6か月児	97.6% (平成25年度)	98.5%	平成25年度母子保健医療推進 事業報告書
		3歳児	83.5% (平成25年度)	90.0%	平成25年度母子保健医療推進 事業報告書
		5歳児	69.6% (平成25年度)	75.0%	就学時健康診断におけるむし歯 のある児状況調査
	仕上げみがきをしてい る保護者の増加	1歳6か月児	89.7% (平成25年度)	100%	1歳6か月児健康診査問診項目 集計
		3歳児	97.2% (平成26年)	100%	富士見市歯科保健アンケート
		5歳児	84.8% (平成26年)	100%	富士見市歯科保健アンケート
	適切な間食回数を超え て甘いお菓子を食べて いる幼児の減少	1歳6か月児	5.7% (平成25年度)	3.0%	1歳6か月児健康診査問診項目 集計
		3歳児	20.2% (平成26年)	15.0%	富士見市歯科保健アンケート
		5歳児	16.4% (平成26年)	10.0%	富士見市歯科保健アンケート
	甘い飲み物をほぼ毎日 飲んでいる幼児の減少	1歳6か月児	38.1% (平成25年度)	30.0%	1歳6か月児健康診査問診項目 集計
		3歳児	45.6% (平成26年)	40.0%	富士見市歯科保健アンケート
		5歳児	44.9% (平成26年)	40.0%	富士見市歯科保健アンケート
	定期的にフッ化物を塗 布している幼児の増加	3歳児	50.0% (平成26年)	60.0%	富士見市歯科保健アンケート
		5歳児	58.7% (平成26年)	65.0%	富士見市歯科保健アンケート

ライフ ステージ	指 標	現 状	平成36年度 目標値	備 考	
学齡期	むし歯のない児童・生徒の増加	小学校4年生	46.9% (平成25年度)	60.0%	富士見市学校保健統計報告書
		中学校1年生	66.9% (平成25年度)	70.0%	富士見市学校保健統計報告書
	むし歯を治療していない児童・生徒の減少	小学校4年生	19.8% (平成25年度)	0%	富士見市学校保健統計報告書
		中学校2年生	16.1% (平成25年度)	0%	富士見市学校保健統計報告書
	歯肉に炎症をもつ児童・生徒の減少	小学生	21.4% (平成24年度)	15.0%	入間郡市歯科医師会管内における学校歯科保健状況調査報告
		中学生	16.2% (平成24年度)	13.0%	入間郡市歯科医師会管内における学校歯科保健状況調査報告
成人期	40歳代における進行した歯周炎(4mm以上の深い歯周ポケット)を有する人の減少	40歳代	27.5% (平成25年度)	20.0%	富士見市成人歯科健診受診者調べ
	成人歯科健診を受診する人の増加	成人期～ 高齢期	256人 (平成25年度)	800人	富士見市成人歯科健診受診者調べ
高齢期	〔再掲〕成人歯科健診を受診する人の増加	成人期～ 高齢期	256人 (平成25年度)	800人	富士見市成人歯科健診受診者調べ
	60歳代における進行した歯周炎(4mm以上の深い歯周ポケット)を有する人の減少	60歳代	42.1% (平成25年度)	35.0%	富士見市成人歯科健診受診者調べ
	毎日歯みがきをしていない人の減少	65歳以上	11.5% (平成25年度)	0%	高齢者実態調査報告書
	毎日入れ歯の手入れをしていない人の減少 (入れ歯使用者のみ)	65歳以上	8.1% (平成25年度)	5.0%	高齢者実態調査報告書
	固いものの食べにくさを感じない人の増加	65歳以上	63.4% (平成25年)	70.0%	高齢者実態調査報告書
障がい者・ 要介護者	在宅歯科医療を利用する自宅療養者の増加	障がい者・ 要介護者	43人 (平成25年度)	80人	在宅歯科医療調査
全体	8020運動を知っている人の増加	学齡期～ 高齢期	30.0% (平成24年)	40.0%	食育・歯科保健アンケート

# 第4章

## 計画推進と評価

## 第4章 計画推進と評価

### 1 計画の推進体制

#### (1) 計画の公表・周知

この計画を広く市民に周知するため、広報や市ホームページなどを通じて計画の内容を公表します。

また、歯や口腔の健康づくりに関する様々な事業やイベントの機会を活用して、この計画で示す本市の方針や取り組みなどについて普及啓発を図ります。

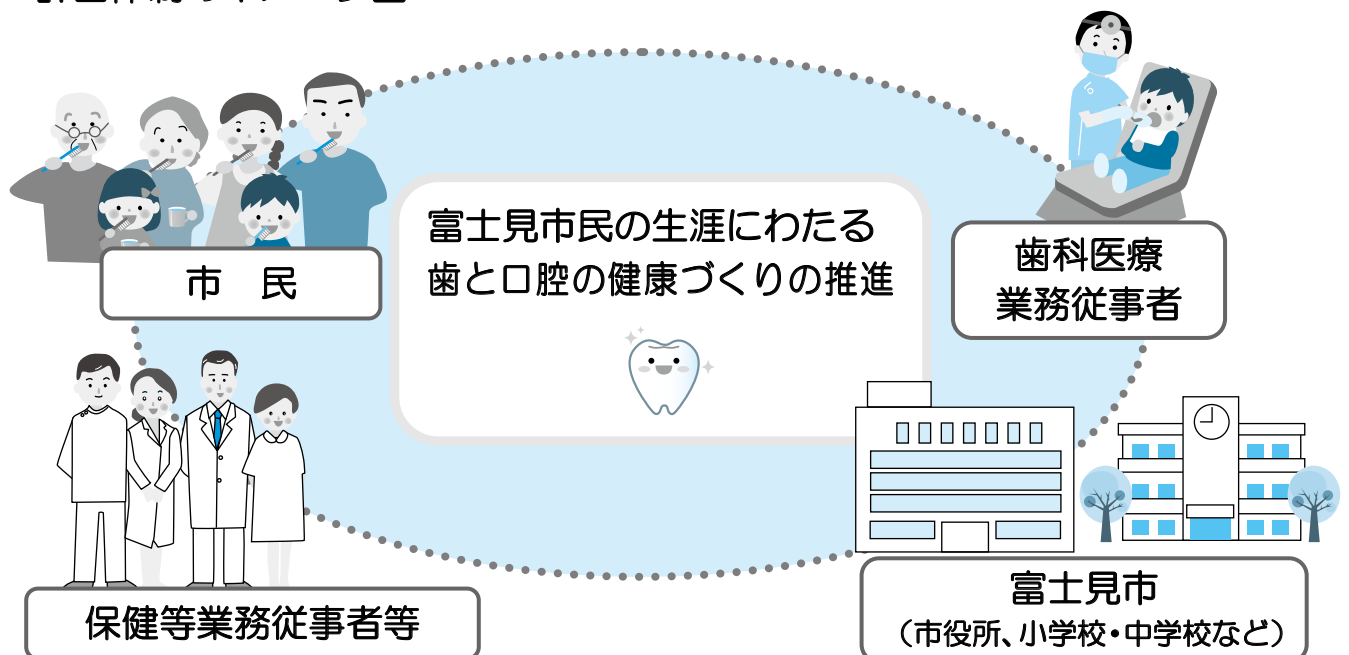
#### (2) 推進体制

この計画は、市民の生涯にわたる健康の実現のため、本市の現状と課題を分析し、歯と口腔の健康づくりを推進するための指針を示したものです。

市民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりを実現するためには、市民一人ひとりが主体的に歯と口腔の健康づくりに取り組むことも重要ですが、市民を取り巻く地域、歯科医院などの関係機関、行政などが、一体となって取り組んでいく必要があります。

本市では、市民一人ひとりの生涯にわたる歯と口腔の健康づくりのため、全市民的な取り組みとなるよう、個人・家庭などの市民のみならず、関係機関や行政に期待される取り組みを明らかにし、それぞれが連携・協力して、総合的に計画に取り組んでいけるよう推進していきます。

#### ■計画体制のイメージ図

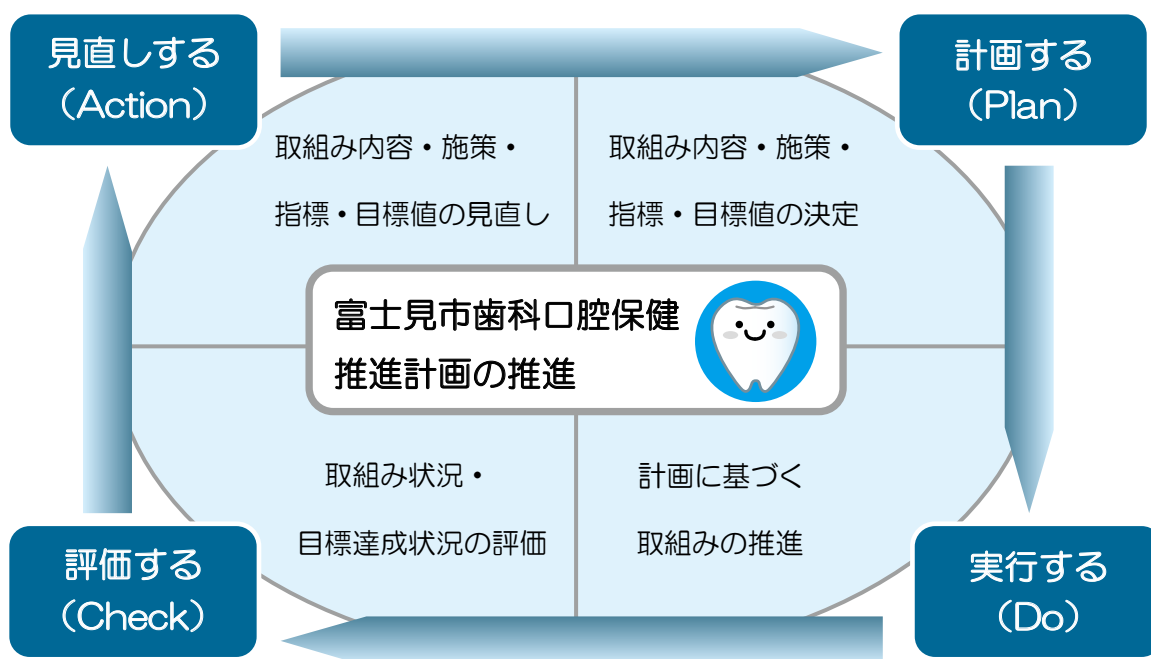


## 2 計画の評価

この計画の期間は、平成27（2015）年度から平成36（2024）年度までの10年間です。計画の評価については、第3章2節に示した指標及び目標値などにに基づき、平成27年度策定の「仮称 富士見市健康増進計画」の中間評価とともに、平成32（2020）年度に行います。その後の計画の推進及び評価については、総合計画である「仮称 富士見市健康増進計画」との整合性を図り実施します。

計画推進のプロセスにおいては、計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・見直し（Action）のPDCAサイクルに基づき実施します。

### ■計画推進のプロセス図





# 資料編



# 1 富士見市歯科口腔保健推進委員会条例

平成25年6月27日  
条例第27号

(設置)

第1条 市民の生涯にわたる健康づくりの推進を目的として、市民、歯科医師、関係機関等が連携して歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進するため、富士見市歯科口腔保健推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、歯科口腔保健に関する施策について審議し、市長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 富士見市歯科口腔保健推進委員会委員名簿

所属団体	氏名	備考
埼玉県歯科医師会	大渡 廣信	委員長
女子栄養大学	三木 とみ子	副委員長
富士見市PTA連合会	荒木 悦二	
富士見市私立幼稚園協会	加治 茂幸	
ふじみパワーアップ体操地域クラブ連絡会	是永 國彦	
埼玉県朝霞保健所	富岡 明子	
富士見市食生活改善推進員協議会	長堀 厚子	
公募市民	二川 明子	
埼玉県歯科衛生士会	西 和江	
富士見市歯科医師会	苗代 明	
公募市民	広瀬 幸樹	
富士見市校長会	宮 陽一	

順不同、敬称略（平成27年2月2日現在）

### 3 富士見市歯科口腔保健推進庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進するため、富士見市歯科口腔保健推進庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、歯科口腔保健に関する施策について調査及び審議し、富士見市歯科口腔保健推進委員会に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 委員等は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第6条 委員会は、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、委員会が指名する者をもって組織する。

3 作業部会は、委員会の指示に基づき、調査、研究等を行う。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部健康増進センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委員長	健康福祉部健康増進センター所長
副委員長	子ども未来部子育て支援課長
委員	子ども未来部保育課長
	健康福祉部障がい福祉課長
	健康福祉部高齢者福祉課長
	教育委員会生涯学習課長
	教育委員会学校教育課長
	教育委員会学校給食センター所長

## 4 委員会開催経過

開催日	会議名	内 容
平成25年 8月28日	第1回委員会	条例策定主旨について、条例素案の検討
平成25年 9月18日	第2回委員会	条例素案の検討
平成25年10月 9日	第3回委員会	条例素案の検討
平成26年 1月29日	第4回委員会	条例最終審議、条例素案パブリックコメント回答、答申について
平成26年 6月24日	第5回委員会	条例制定、計画策定主旨、歯科口腔保健に関する現状と課題について
平成26年 7月23日	第6回委員会	歯科口腔保健に関する現状と課題について
平成26年 8月26日	第7回委員会	歯科保健アンケート、歯科口腔保健に関する現状と課題について
平成26年10月 7日	第8回委員会	ライフステージ別対策の推進について
平成26年11月 7日	第9回委員会	ライフステージ別目標値について
平成26年12月19日	第10回委員会	計画最終審議、答申について

## 5 富士見市歯と口腔の生涯健康づくり条例

平成26年3月25日  
条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健<sup>くわ</sup>の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づく歯科口腔保健の推進に関し基本理念を定め、市、歯科医療業務従事者、保健等業務従事者等及び市民の責務を明らかにするとともに、当該施策の基本的な事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科口腔保健 歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持をいう。
- (2) 歯科医療業務従事者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療に係る業務に従事する者をいう。
- (3) 保健等業務従事者等 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野に関する業務に従事する者（前号に規定する歯科医療業務従事者を除く。）及びこれらの業務を行う機関をいう。

(基本理念)

第3条 歯科口腔保健の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 市民が生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じ、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策との連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、国及び埼玉県との連携を図りつつ、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、歯科口腔保健の推進に当たっては、歯科医療業務従事者及び保健等業務従事者等との連携及び協力に努めるものとする。
- 3 市は、市民に対して歯科口腔保健の推進に関する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(歯科医療業務従事者の責務)

第5条 歯科医療業務従事者は、歯科口腔保健に資するよう、適切にその業務を行う

とともに、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保健等業務従事者等の責務)

第6条 保健等業務従事者等は、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第7条 市民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（以下「歯科検診」という。）及び保健指導を受け、歯科口腔保健に努めるものとする。

(施策の基本的な事項)

第8条 市は、歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 8020 運動（80 歳で自分の歯を 20 本以上保つことを目標とする歯の健康づくりのための運動をいう。）、歯と口の健康週間等を活用した歯科口腔保健に関する正しい知識及び取組の普及啓発に必要な事項
- (2) 定期的な歯科検診の受診及び歯科に関する保健指導の促進に必要な事項
- (3) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯科口腔保健の推進に必要な事項
- (4) 妊娠中における歯科疾患の予防、早期発見その他の母体の健康の保持及び胎児の健全な発育を図るために必要な事項
- (5) 障がい者、介護を必要とする高齢者その他の者であって、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするために必要な事項
- (6) 食育の観点からの歯科口腔保健の推進に必要な事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健を推進するために必要な事項

(行動計画の策定)

第9条 市長は、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進するため、生涯にわたって間断のない歯及び口腔の健康づくりに関する行動計画を策定する。

(財政上の措置)

第10条 市は、歯科口腔保健に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 6 用語解説

(五十音順)

用語	解説
<small>えんげ</small> <b>■嚥下</b>	<p>口の中の物を飲み下すこと。</p>
<small>けんこうじゅみょう</small> <b>■健康寿命</b>	<p>健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。平成12年にWHO（世界保健機関）が提唱した指標。埼玉県では、65歳に達した県民が介護保険制度の要介護2以上になるまでの期間を健康寿命としています。</p>
<small>けんこうにっぽん</small> <b>■健康日本21</b>	<p>第3次国民健康づくり対策として、2000年に厚生労働省により策定された国の総合的な健康施策。                      現在では、新たな健康課題や社会背景をふまえ、2012年より第4次国民健康づくり対策「21世紀における第2次国民の健康づくり運動（健康日本21〔第2次〕）」として新たな健康施策が策定され、平成25年度から平成34年度まで新たに改正された基本方針をもとに実施されています。</p>
<small>こうくう</small> <b>■口腔</b>	<p>口からのどまでの空洞部分。口の中の歯ぐき、顎、<small>こうがい</small>口蓋、頬、口腔粘膜、唾液腺などを含めたものです。</p>
<small>こうくうえいせい</small> <b>■口腔衛生</b>	<p>歯と口腔に関連のある疾患と異常を予防して、その正常な発育を促し、歯と口腔の健康を保持すること。</p>
<small>こうくうきのう</small> <b>■口腔機能</b>	<p>嚙む、食べる、飲み込む、唾液を分泌する、唇や舌を動かす、発音するなど、口が担う機能の総称。</p>
<small>こうくう</small> <b>■口腔ケア</b>	<p>歯、舌、粘膜、入れ歯などを清掃し清潔に保つためのケアと、機能を回復・維持・向上させるためのケアの、口の中の手入れの総称。</p>
<small>こうくうない じじょうさよう</small> <b>■口腔内の自浄作用</b>	<p>口腔内で自然に生じる清浄力。</p>
<small>ごえん</small> <b>■誤嚥</b>	<p>食べ物や飲み物などが誤って気管に入ってしまうこと。</p>

<p>■ <small>ごえんせいはいえん</small> 誤嚥性肺炎</p>	<p>食べ物や飲み物、唾液などが誤って気管に入り、肺に流れ込んだ細菌が繁殖することで起こる肺炎。</p>
<p>■ <small>しあ</small> 仕上げみがき</p>	<p>お子さん自身による歯みがきの後に行う、保護者等による補助的な歯みがきのこと。</p>
<p>■ <small>ジーオー</small> GO</p>	<p>歯周疾患要観察者のことで、歯肉に軽度な炎症が認められるため定期的な観察が必要な人のこと。</p>
<p>■ <small>しかこうくうほけん</small> 歯科口腔保健</p>	<p>歯科疾患の予防等により口腔の健康を保持すること。</p>
<p>■ <small>しかしっかん</small> 歯科疾患</p>	<p>むし歯、歯周病などに代表される口腔内に生じる疾患の総称。</p>
<p>■ <small>しかんぶせいそう</small> 歯間部清掃</p>	<p>歯と歯の間をデンタルフロス（糸つきようじ）や歯間ブラシなどの歯間部清掃用具を使って清掃を行うこと。</p>
<p>■ <small>しこん</small> 歯根</p>	<p>歯の根のこと。歯ぐきの下で、骨（<small>しそうこつ</small>歯槽骨）の中に埋まっています。加齢に伴い歯ぐきが下がると、歯根の表面が露出していき、歯根部分にむし歯ができやすくなります。</p>
<p>■ <small>ししゅうえん</small> 歯周炎</p>	<p>歯肉の炎症が、歯を支えている骨（歯槽骨）や歯の根の膜（<small>しこんまく</small>歯根膜）にまで及び、これらが破壊されたもの。進行すると、歯ぐきから膿がでたり、歯がグラグラしたりするようになります。</p>
<p>■ <small>ししゅうそしき</small> 歯周組織</p>	<p>歯を取り巻いている組織の総称で、歯ぐき（歯肉）、歯の根の膜（歯根膜）、セメント質、骨（歯槽骨）からなります。</p>
<p>■ <small>ししゅうびょう</small> 歯周病</p>	<p>歯を支える歯ぐき（歯肉）や骨（歯槽骨）が壊されていく病気。歯ぐき（歯肉）の内側は、歯の根の表面にあるセメント質と骨（歯槽骨）との間に歯の根の膜（歯根膜）という線維が繋がっていて、歯が骨から抜け落ちないようにしっかりと支えています。むし歯は歯そのものが壊されていく病気ですが、歯周病はこれらの組織が壊され、最後には歯が抜け落ちてしまう病気です。</p>



<p>■ 歯石 <small>しせき</small></p>	<p>歯の表面に付着した歯垢（歯の表面に付着した食物のかすや細菌）が石灰化したもの。歯石ができると新たな歯垢が付着しやすくなるため、歯周病などの疾患の原因となります。歯みがきでは除去することが難しいので、歯科医院での歯石除去が必要になります。</p>
<p>■ 歯肉 <small>しにく</small></p>	<p>歯の根もとの肉。歯ぐきのこと。</p>
<p>■ 処置完了者 <small>しよちかんりようしゃ</small></p>	<p>むし歯がある人のうち、全てのむし歯の治療が完了している人のこと。</p>
<p>■ 生活機能 <small>せいかつきのう</small></p>	<p>人が日常生活を営むための能力や働き全体のこと。食事・排泄・歩行などの基本的な身体機能のほか、交通機関の利用や金銭管理など社会に参加する力も含めていいます。</p>
<p>■ 喪失歯 <small>そうしつし</small></p>	<p>むし歯や歯周病などにより、抜け落ちたり、歯科医院で抜いた歯のこと。</p>
<p>■ 咀嚼 <small>そしゃく</small></p>	<p>食物を歯でかみ砕くこと。</p>
<p>■ 脱灰 <small>だっかい</small></p>	<p>歯の表面を覆うエナメル質などからミネラル分が溶けだす状態。歯の表面を覆うエナメル質を構成する成分は、食べ物などからむし歯菌が作り出す酸により溶けだしやすい性質があります。そのため、脱灰の状態が続くと、むし歯になってしまいます。食事や間食のとり方、歯みがきなどの毎日の手入れで再石灰化（歯を脱灰から守る唾液の自然治癒のメカニズム）を促すことができます。</p>
<p>■ 低栄養 <small>ていえいよう</small></p>	<p>健康に生きるために必要な量や質の栄養素が摂取できていない状態。特にたんぱく質の不足は貧血・脳出血、筋力や免疫力の低下などの原因となるため、血中アルブミンの値で判断します。</p>
<p>■ 低出生体重児 <small>ていしゅつせいたいじゅうじ</small></p>	<p>生まれた時の体重が2500グラム未満の新生児のこと。</p>

はちまるにいまるうんどう  
■ 8020運動

1989年より厚生労働省と日本歯科医師会が推進している「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動。20本以上の歯があれば、食生活にほぼ満足することができると言われてしています。

は くち けんこうしゅうかん  
■ 歯と口の健康週間

1958年より厚生労働省、文部科学省、日本歯科医師会が実施している週間。歯と口の健康に関する正しい知識を国民に対して普及啓発するとともに、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着を図り、併せてその早期発見及び早期治療を徹底することにより歯の寿命を延ばし、国民の健康の保持増進に寄与することを目的としています。

ひとりへいきんでいゑむえふしすう  
■ 一人平均DMF歯数

口の中にあるむし歯（治療していないむし歯だけでなく、治療が終わっている歯、むし歯により失った歯も含みます）の一人あたりの平均本数のこと。対象者にみられたむし歯の総本数を対象者の人数で割った値です。

ひようしゃ  
■ 被用者

労働契約に基づき、使用者から賃金を受け取って労働に従事している人のこと。

かぶつ  
■ フッ化物

フッ素とほかの元素などから構成される化合物のこと。フッ化物は、むし歯菌が作りだす酸によって歯から溶けだしたミネラル分を歯に取り戻す働き（再石灰化）とともに、歯の質を強くする働きがあります。

かぶつせんこう  
■ フッ化物洗口

濃度の低いフッ化物の溶液で、洗口（ブクブクうがい）をする方法で、むし歯予防法の1つです。歯科医師の指導の下、家庭や施設などでも行うことができます。

かぶつしめんとうふ  
■ フッ化物歯面塗布

歯の表面にフッ化物を含む薬剤を塗る方法で、むし歯予防法の1つです。歯科医師の判断により、歯科医師または歯科衛生士により行われます。

■ ポケット

歯周ポケットのことで、歯と歯ぐき（歯肉）の間の溝のことです。

<p>■ <small>みしよちしや</small>未処置者</p>	<p>むし歯がある人のうち、むし歯の処置を完了していない歯が1本以上ある人のこと。</p>
<p>■ <small>ぼゆうびょうりつ</small>むし歯有病率</p>	<p>むし歯（治療してないむし歯だけでなく、治療が終わっている歯、むし歯により失った歯も含みます）のある人の割合のこと。</p>

**富士見市歯科口腔保健推進計画**

**～ 歯っぴーライフ☆ふじみ ～**

発 行 富士見市

編 集 富士見市健康福祉部  
健康増進センター

〒354-0021

埼玉県富士見市大字鶴馬3351番地の2

TEL 049-252-3771

発行年 平成27年3月

